

令和元年度

保健所・保健センター事業概要

さいたま市保健所

目 次

第1章 概況

1 人口	1
(1) 人口	1
(2) 人口動態総覧	2
2 沿革	3
3 組織	4
4 事務分掌	5
5 職員配置状況	6

第2章 総務・医務

1 「保健師人材育成プログラム」の活用	7
2 保健所等職員専門研修(Off-JT)	7
3 統計調査	8
(1) 人口動態調査	8
(2) 保健統計調査	8
4 学生実習及び臨床研修医の受入れ	9
(1) 保健所	9
(2) 保健センター	9
5 医務・医療監視	10
6 医療安全相談	11
7 衛生免許事務	11

第3章 母子保健

1 届出等	12
(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理	12
(2) 妊娠・出産包括支援センター事業	12
2 健康教育	13
(1) 出産前教室	13
(2) ふたご支援事業	14
(3) 育児学級	15
(4) 離乳食教室	15
(5) 親子教室	16
(6) むし歯予防教室	16

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会	17
(8) 地区健康教育	18
(9) 思春期保健事業	19
3 健康相談	20
(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談	20
4 健康診査	21
(1) 妊婦健康診査	21
(2) 産婦健康診査	21
(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査	22
(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー	23
(5) 精密健康診査	23
(6) 乳幼児発達健康診査	24
5 訪問指導	25
(1) 妊産婦・新生児訪問指導	25
(2) 産後ケア事業	26
(3) 母子訪問指導	26
6 専門相談	27
(1) 不妊治療支援	27
(2) 妊娠・出産の電話相談	28
(3) お母さんの心の健康相談	28
7 医療給付	29
(1) 未熟児養育医療給付	29
(2) 自立支援医療(育成医療)給付	29
(3) 結核児童療育医療給付	29
8 子ども虐待発生予防	30
(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業	30
(2) 子ども虐待予防のための相談	30
(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業	31
(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)	31
(5) お母さんの心の健康相談[再掲]	32
(6) ふれあい親子支援(MCG さいたま)	32
(7) 子ども虐待予防対応研修会	33
9 その他	34
(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給	34
(2) 新生児聴覚検査フォロー事業	34

(3) 先天性代謝異常等検査事業	34
(4) 通訳ボランティアの派遣	34
(5) 受胎調節実地指導員の指定申請	34
(6) 不妊治療支援	35
(7) 保健関係団体育成	35

第4章 健康づくり

1 健康手帳の交付	36
2 健康教育	36
(1) 集団健康教育	36
(2) 健康づくり教育	37
(3) 教室以外のイベント等	37
3 健康相談	38
(1) 重点健康相談・総合健康相談	38
(2) 健康づくり相談	38
4 健康診査	39
(1) 健康増進健康診査	39
(2) 女性のヘルスチェック	40
(3) B型・C型肝炎ウイルス検診	41
(4) 骨粗しょう症検診	42
(5) がん検診	43
(6) がん検診要精密検査未受診者対策	50
(7) 成人歯科健康診査	51
(8) 口腔機能健康診査	51
(9) 訪問歯科健康診査	52
5 訪問指導	53
6 栄養・食生活	54
(1) 栄養関係団体等育成支援	54
(2) 食生活改善推進員養成講座	56
(3) 食生活改善推進員育成支援	56
(4) 親子食育講座	56
(5) 食育推進情報交換会	57
(6) 給食施設等指導	57
(7) 国民健康・栄養調査	58
(8) 栄養関係相談・指導	58

7 歯科保健	59
(1) 歯科保健教室	59
(2) 歯科相談	59
(3) 訪問口腔衛生指導	59
8 特定保健指導	60
9 健康被害対策	61
(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握	61
(2) 石綿による健康被害相談等の受付	61
(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	61

第5章 難病及び原爆被害者対策

1 難病等医療費公費負担	62
(1) 指定難病医療給付事業	62
(2) 特定疾患等医療給付制度	62
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	62
(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業	63
2 難病患者等支援	63
(1) 保健相談指導	63
(2) 患者会支援	64
(3) 医療講演会・交流会	64
(4) 医療従事者研修	65
3 原爆被害者対策	65

第6章 精神保健

1 精神保健相談	66
(1) 電話相談	66
(2) 来所面接	66
(3) 家庭訪問	67
(4) 関係機関との相談	67
(5) 電子メールによる相談(市民対象)	67
(6) 精神科救急情報センター	68
(7) 受診援助	68
(8) 事例検討会	70
(9) 医療観察法に基づく地域処遇	70
2 家族教室	71
3 技術協力	71

4 普及・啓発活動	71
(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト	71
(2) 講師派遣	72
5 市長同意	72

第7章 感染症・結核対策

1 予防接種	73
(1) 定期予防接種(A類疾病)	73
(2) 定期予防接種(B類疾病)	74
2 感染症対策	75
(1) 感染症発生届出	75
(2) 感染症診査協議会	75
(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による) の集団発生に伴う対応	75
3 結核予防	76
(1) 結核検診(定期)	76
(2) 結核患者登録事務	76
(3) 結核医療費公費負担	77
(4) 結核相談	77
(5) 結核患者及び接触者健診	77
(6) 結核定期健康診断及び実施報告	78
(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進	78
4 エイズ予防	78
(1) エイズ予防普及啓発活動	78
(2) エイズ相談	79
(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)	79
(4) 休日 HIV(エイズ)・性感染症検査	80
(5) エイズ対策推進協議会	80
5 風しん対策	80
6 肝炎治療特別促進事業	81
7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	81
8 健康教育	81

第8章 食品衛生

1 営業許可	82
2 監視指導	84

3 食品等の検査	85
4 違反・苦情の処理状況	86
5 食中毒統計	87
6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供	87
(1) 一日食品衛生監視員	87
(2) 衛生講習会	87

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく 許可、監視指導	88
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法 に基づく確認、監視指導	88
3 墓地等の許可及び指導	89
4 特定建築物の監視指導	89
5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導	90
6 健康で快適な住宅に関する相談 (シックハウス対策)	90
7 水道法・自家用水道条例に基づく 水道施設に対する監視指導	90
8 遊泳用プールの届出・監視指導	90

第10章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導	91
2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導	92
3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導	92
4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 に基づく試買検査	92
5 健康食品の試買検査	93
6 薬物乱用防止啓発事業	93

【資料編】各区別統計

1 人口動態総覧	94
(1) 出生の動向	94
(2) 死亡の動向	95
(3) 乳児死亡の動向	98
(4) 新生児死亡の動向	99
(5) 死産の動向	100
(6) 周産期死亡の動向	101
(7) 婚姻の動向	102
(8) 離婚の動向	102
2 食品衛生法による許可を要する施設数	
のうち飲食店の各区施設数	104
3 理容師法、美容師法、クリーニング業法	
に基づく施設数	105

第1章 概況

1 人口

(1) 人口（令和元年10月1日現在）

人口、世帯数、面積（区別）

	人口（人）			世帯数	面積 （平方 ^キ □）
	総数	男	女		
さいたま市	1,312,265	652,831	659,434	600,803	217.43
西 区	91,682	45,424	46,258	40,390	29.12
北 区	147,854	73,632	74,222	68,118	16.86
大宮区	118,022	58,548	59,474	57,215	12.80
見沼区	163,182	80,829	82,353	73,698	30.69
中央区	101,931	50,594	51,337	48,001	8.39
桜 区	95,960	48,725	47,235	45,840	18.64
浦和区	164,160	79,721	84,439	74,763	11.51
南 区	190,749	96,023	94,726	88,222	13.82
緑 区	126,754	62,827	63,927	54,050	26.44
岩槻区	111,971	56,508	55,463	50,506	49.17

年齢3区分別人口、構成割合

	総数	男	女
総 数	1,312,265	652,831	659,434
年少人口 （0～14歳）	172,115 13.1%	88,506 13.6%	83,609 12.7%
生産年齢人口 （15～64歳）	839,444 64.0%	430,074 65.9%	409,370 62.1%
高齢人口 （65歳以上）	300,706 22.9%	134,251 20.6%	166,455 25.2%
平均年齢	44.18	43.06	45.28

	西 区			北 区			大宮区			見沼区			中央区		
	総数	男	女												
総 数	91,682	45,424	46,258	147,854	73,632	74,222	118,022	58,548	59,474	163,182	80,829	82,353	101,931	50,594	51,337
年少人口 （0～14歳）	12,064 13.2%	6,169 13.6%	5,895 12.7%	19,633 13.3%	10,148 13.8%	9,485 12.8%	14,472 12.3%	7,347 12.5%	7,125 12.0%	20,478 12.5%	10,531 13.0%	9,947 12.1%	13,134 12.9%	6,882 13.6%	6,252 12.2%
生産年齢人口 （15～64歳）	55,186 60.2%	28,381 62.5%	26,805 57.9%	96,899 65.5%	49,519 67.3%	47,380 63.8%	77,018 65.3%	39,542 67.5%	37,476 63.0%	99,934 61.2%	51,114 63.2%	48,820 59.3%	67,534 66.3%	34,231 67.7%	33,303 64.9%
高齢人口 （65歳以上）	24,432 26.6%	10,874 23.9%	13,558 29.3%	31,322 21.2%	13,965 19.0%	17,357 23.4%	26,532 22.5%	11,659 19.9%	14,873 25.0%	42,770 26.2%	19,184 23.7%	23,586 28.6%	21,263 20.9%	9,481 18.7%	11,782 23.0%
平均年齢	45.32	44.21	46.42	43.57	42.47	44.66	44.32	43.07	45.54	45.73	44.52	46.92	43.39	42.24	44.53

	桜 区			浦和区			南 区			緑 区			岩槻区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	95,960	48,725	47,235	164,160	79,721	84,439	190,749	96,023	94,726	126,754	62,827	63,927	111,971	56,508	55,463
年少人口 （0～14歳）	11,429 11.9%	5,876 12.1%	5,553 11.8%	22,828 13.9%	11,638 14.6%	11,190 13.3%	25,984 13.6%	13,476 14.0%	12,508 13.2%	19,315 15.2%	9,840 15.7%	9,475 14.8%	12,778 11.4%	6,599 11.7%	6,179 11.1%
生産年齢人口 （15～64歳）	61,824 64.4%	32,555 66.8%	29,269 62.0%	107,670 65.6%	53,540 67.2%	54,130 64.1%	128,232 67.2%	66,212 69.0%	62,020 65.5%	79,886 63.0%	40,534 64.5%	39,352 61.6%	65,261 58.3%	34,446 61.0%	30,815 55.6%
高齢人口 （65歳以上）	22,707 23.7%	10,294 21.1%	12,413 26.3%	33,662 20.5%	14,543 18.2%	19,119 22.6%	36,533 19.2%	16,335 17.0%	20,198 21.3%	27,553 21.7%	12,453 19.8%	15,100 23.6%	33,932 30.3%	15,463 27.4%	18,469 33.3%
平均年齢	44.60	43.52	45.73	43.30	42.10	44.42	42.43	41.44	43.43	42.94	42.03	43.83	47.65	46.40	48.92

(2) 人口動態総覧（令和元年 概数）

	出生	死亡	(再掲) 乳児死亡	(再掲) 新生児死亡	自然増加	周産期死亡			死産			婚姻	離婚
						数	妊娠満22週以後の死産	生後1週未満の死亡	数	自然	人工		
全市	10,110	11,203	21	10	△1,093	25	17	8	223	84	139	6,711	1,963
西区	794	971	1	1	△177	2	1	1	22	12	10	440	165
北区	1,100	1,155	3	—	△55	1	1	—	30	11	19	797	220
大宮区	919	1,091	3	1	△172	2	1	1	23	7	16	750	162
見沼区	1,028	1,543	—	—	△515	3	3	—	31	12	19	657	267
中央区	800	815	3	1	△15	1	—	1	11	4	7	638	116
桜区	598	748	1	1	△150	1	—	1	12	2	10	468	151
浦和区	1,380	1,219	—	—	161	3	3	—	21	10	11	884	210
南区	1,743	1,319	5	4	424	7	5	2	38	12	26	1,125	306
緑区	1,084	1,042	4	1	42	3	2	1	24	10	14	571	191
岩槻区	664	1,300	1	1	△636	2	1	1	11	4	7	381	175

- ・自然増加…出生数から死亡数を減じたもの
- ・乳児死亡…生後1年未満の死亡
- ・新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡
- ・周産期死亡…妊娠満22週以後の死産に生後1週未満の死亡を加えたもの
- ・死産…妊娠満12週以後の死児の出産

合計特殊出生率 1.34（平成30年 全市）

1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2 沿革

平成13年5月1日に浦和市・大宮市・与野市が合併して誕生した「さいたま市」は、2年後の政令指定都市への移行を目指す都市機能の整備の一つとして、平成14年に「さいたま市保健所」を開設した。

また、さらなる地域保健の充実・向上を図るため、政令指定都市移行とともに各区に保健センターを設置した。

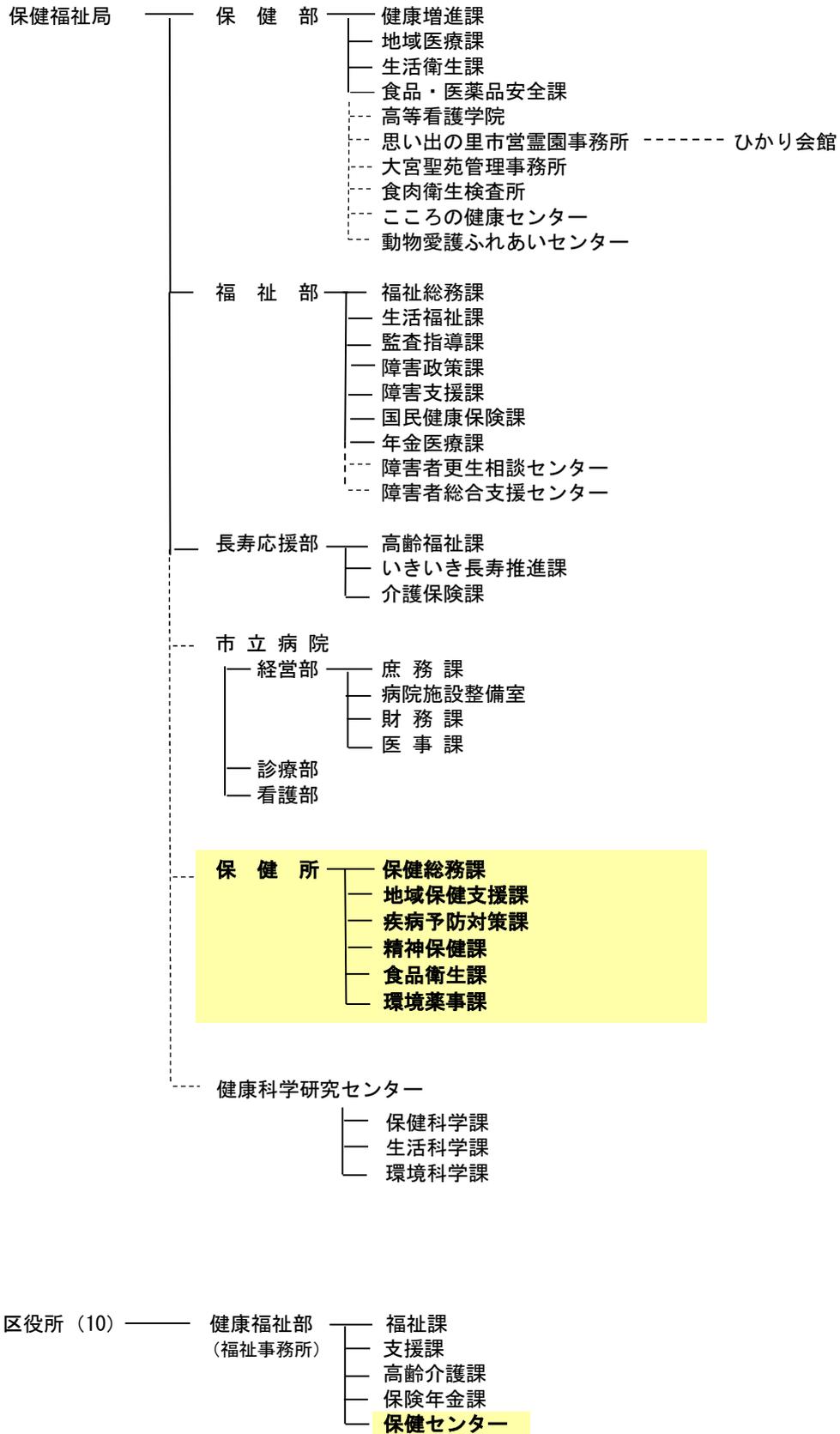
- | | | |
|--------------|-----------|---|
| 平成12年 | 4月 | 浦和市・大宮市・与野市合併協議会発足 |
| 平成12年 | 6月 | 浦和市・大宮市・与野市保健所設置プロジェクト設置 |
| 平成12年 | 11月 | 3市長から埼玉県知事に「保健所設置に係る要望書」の提出 |
| 平成13年 | 2月 | 「さいたま市保健所設置基本計画」の策定 |
| 平成13年 | 5月 | 「さいたま市」発足
保健衛生部内に保健所準備室を設置 |
| 平成13年 | 9月 | 保健所政令市移行の閣議決定、地域保健法施行令改正 |
| 平成14年 | 4月 | 「さいたま市保健所」開設(さいたま市吉敷町1-124 埼玉県合同庁舎内) |
| 平成15年 | 4月 | 政令指定都市へ移行
行政区は9区とし各区に保健センターを設置、保健センター職員は保健所職員の身分を併せて有するとした |
| 平成17年 | 4月 | 岩槻市と合併 行政区は10区となり、1保健所10保健センター体制となる |
| 平成18年 | 4月 | 地域保健課精神保健担当を精神保健課に位置付ける
桜区に「動物愛護ふれあいセンター」(保健部)が開設され、動物愛護に関する業務が移管 |
| 平成19年 | 4月 | 中央区鈴谷7-5-12に新たに施設を整備し移転
「健康科学研究センター」との併設となる |
| 平成21年 | 4月 | 環境衛生課を分課し「食品衛生課」「環境薬事課」を設置
保健総務課内室「保健センター管理室」を地域保健課に移管
保健センターに「健康づくり係」を設置 |
| 平成22年 | 4月 | 地域保健課と保健センター管理室を統合・再編し「地域保健支援課」「疾病予防対策課」を設置 |



保健所

3 組織（保健福祉関係）

（平成31年4月1日現在）



4 事務分掌

(平成31年4月1日現在)

保健所

[保健総務課]

- ・地域保健に係る情報の収集、企画及び運営に関すること。
- ・職員の専門技術研修の企画及び実施に関すること。
- ・保健統計に関すること。
- ・衛生教育に関すること。
- ・医事に関すること。
- ・広聴に関すること。

[地域保健支援課]

- ・健康づくり事業に関すること。
- ・母子保健に関すること。
- ・親と子の健康支援に関すること。
- ・栄養の指導及び調査に関すること。
- ・歯科保健に関すること。

[疾病予防対策課]

- ・疾病対策に関すること。
- ・感染症に関すること。
- ・感染症診査協議会に関すること。
- ・未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
- ・肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。

[精神保健課]

- ・精神保健に関すること。
- ・精神科救急情報センター事業に関すること。

[食品衛生課]

- ・食品衛生に関すること。

[環境薬事課]

- ・環境衛生に関すること。
- ・狂犬病の報告に関すること。
- ・薬事に関すること。
- ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関すること。

保健センター

- ・母子保健及び成人保健に関すること。
- ・歯科保健に関すること。
- ・精神保健に係る一次相談に関すること。
- ・栄養指導及び食生活改善に関すること。
- ・訪問指導に関すること。
- ・予防接種に係る相談に関すること。
- ・家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。
- ・保健所業務に係る申請の受付に関すること。
- ・国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。

5 職員配置状況

(平成31年4月1日現在)

【保健所】

	総数	保健所	保健 総務課	地域保健 支援課	疾病予防 対策課	精神 保健課	環境 薬事課	食品 衛生課	市場 監視係
総数	136 (6)	2	17	21 (3)	31 (2)	29 (1)	13	19	4
医師	3	1	1		1				
歯科医師	1 (1)			1 (1)					
獣医師	20						2	15	3
薬剤師	13						9	3	1
保健師	34	1	4	9	14	6			
看護師	2 (1)		1		1 (1)				
診療放射線技師	1				1				
臨床検査技師	1		1						
栄養士	2			2					
歯科衛生士	1			1					
精神保健福祉士	21					21			
食品衛生監視員	1							1	
事務職	35 (4)		9	8 (2)	14 (1)	2 (1)	2		
技術職	1		1						

※()内は再任用・非常勤職員数の再掲

【保健センター】

	総数	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
総数	158	12	17	15	19	13	14	18	19	15	16
保健師	123	9	13	12	16	9	11	13	15	12	13
栄養士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
歯科衛生士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職	14	1	2	1	1	2	1	2	2	1	1
技術職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

第2章 総務・医務

1 「保健師人材育成プログラム」の活用

「保健師人材育成プログラム(改訂版)」「地域保健従事者人材育成プログラム(精神保健福祉士編)」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士・栄養士・歯科衛生士を対象に、3 か月ごとの Off-JT(集合研修)とOJT(職場内研修)、3 か月ごとの教育担当者会議による人材育成を行った。

2 保健所等職員専門研修 (Off-JT)

「保健師人材育成プログラム」等に基づき、保健所・保健センター等において専門業務に係わる職員の資質向上及び保健福祉の協働に資することを目的に、下記の研修を主催し実施した。令和元年度はキャリア別研修のほか、危機管理研修や、グループスーパービジョンによる個別支援能力向上の研修を行った。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

主 催 研 修 実 施 状 況

研修名	内 容・テーマ	講 師	対 象	参加者数
保健所・保健センター等新任職員研修	保健所・保健センター等業務説明	保健所長・各課長等の職員	保健所・保健センター等新規採用職員及び異動職員	45名
新任地域保健従事者・教育担当者研修	3か月ごとのテーマに基づく研修(地域保健活動の進め方、地域診断 等) 7回 教育担当者研修 4回	保健総務課職員 庁内他部署職員 聖路加国際大学 助教 永井 智子 氏 NPO 法人 ジャパンマック 代表理事 岡崎 直人 氏	新規採用保健師・精神保健福祉士及び教育担当者	延192名
保健師キャリア別研修	「保健師活動ブラッシュアップ研修会」4回 さいたま市保健師活動指針に沿った保健活動を考え、実践し振り返りを深め、実践力向上に向けた思考プロセスを身につけるための講義及びグループワーク	千葉大学大学院 看護学研究科 教授 宮崎 美砂子 氏	①新任期保健師 ②中堅期保健師 ③管理期保健師 ④全体会	延120名
伝達研修	「公衆衛生の専門職として活動するために～最新情報にアップデートしよう～」	庁内他部署職員	公衆衛生分野に従事する専門職 等	16名
危機管理研修	トイレから始まる避難所の衛生対策	特定非営利活動法人 トイレ研究所 代表理事 加藤 篤 氏 庁内職員	保健師等専門職及び関係部署行政職	40名
精神保健福祉士研修	グループスーパービジョン 3回 人材育成について 3回	聖学院大学 教授 助川 征雄 氏 日本福祉教育専門学校 専任教員 岡崎直人 氏	保健所・こころの健康センター・総合教育相談室等の精神保健福祉士	延85名

3 統計調査

(1) 人口動態調査（基幹統計）

人口動態は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、各届出書等から転記することによって調査している。保健所では、区民課で各届出書等から作成された調査票を審査、確認後、埼玉県へ送付している。

〈 根拠法令等 : 人口動態調査令 〉

人口動態調査票受付件数(平成31年1月～令和元年12月)

	出生票	婚姻票	離婚票	死亡票	死産票
総数	9,906	6,583	1,935	11,168	150
西区	784	439	159	984	6
北区	1,103	658	194	1,207	15
大宮区	926	966	195	1,146	19
見沼区	974	564	249	1,470	12
中央区	802	631	131	904	15
桜区	536	344	120	743	7
浦和区	1,387	1,022	231	1,257	20
南区	1,570	1,084	298	1,191	18
緑区	1,199	536	174	1,044	21
岩槻区	625	339	184	1,222	17

*上記件数は、さいたま市で作成した調査票の枚数であり、さいたま市の事象の数とは異なる。

(2) 保健統計調査

調査の名称・目的	調査時期	さいたま市内における対象
国民生活基礎調査 保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。	令和元年6月	平成27年国勢調査地区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯(60地区、3,754世帯)
医療施設動態調査 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	届出の受理または処分をしたとき	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設

4 学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っている。

(1) 保健所

種 別	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	12	72
	目白大学	12	72
	早稲田医療技術専門学校	12	72
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	72	72
	埼玉大学	22	22
臨床研修医	波多野歯科医院（歯科医師）	2	2
合計	6団体	132	312

(2) 保健センター

種 別	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	16	108
	目白大学	6	48
	早稲田医療技術専門学校	12	84
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	72	72
	大宮医師会看護専門学校	28	28
	さいたま赤十字看護専門学校	27	27
管理栄養士養成施設	女子栄養大学	9	90
	人間総合科学大学	4	20
	十文字学園女子大学	2	10
合計	9団体	176	487

5 医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第7条第1項、法第7条第2項、法第7条第3項、法第8条、法8条の2第2項、法第9条第1項、法第9条第2項、法第12条第2項、法第15条第3項、法第18条ただし書き、法第25条第1項、法第27条、医療法施行令第3条の3、令第4条、令第4条の2第1項、令第4条の2第2項、歯科技工士法第21条第1項、法第21条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項、法律第9条の2第2項、法律第9条の3、柔道整復師法第19条第1項、法第19条第2項、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項、法第20条の4第3項、法第20条の5 〉

申請・届出等受理件数及び医療監視実施件数

	(開設許可)	(変更登録許可)	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	検査使用前申請の	許可届出 その他	立入検査
総数	131	105	292	743	6	0	240	47	3	55
病院	1	72	1	16	0	0	1	41	0	39
診療所	114	25	153	332	3	0	125	6	3	11
歯科診療所	14	7	35	146	0	0	37	0	0	0
助産所	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
歯科技工所			0	2	0	0	3		0	0
施術所			101	242	3	0	72		0	0
衛生検査所	2	1		4	0	0	2		0	5

届出施設数及び病床数

(令和2年3月31日現在:休止を含む)

	施設数	病床数
病院 (うち有床施設数)	39(39)	8,048
診療所 (うち有床施設数)	987(30)	337
歯科診療所 (うち有床施設数)	699(1)	5
助産所 (うち入所施設数)	30(1)	3
歯科技工所	155	
施術所	1,671	
衛生検査所	7	

6 医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第6条の13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱(H20年6月20日施行) 〉

相談方法別件数		相談種別件数		相談内容別件数	
電 話	1,610	相談・質問	1,045	健康・病気	525
来 庁	23	不信・苦情	631	医療内容	334
手 紙	34	要望・提言	12	医療事故	44
そ の 他	37	そ の 他	16	対応・接遇	174
合 計	1,704	合 計	1,704	医療費	101
				カルテ開示等	66
				医療機関案内	285
				そ の 他	175
				合 計	1,704

7 衛生免許事務(埼玉県への経由事務)

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。

厚生労働大臣免許申請受付件数(令和2年3月31日現在)

	総 数	医 師	歯 科 医 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	技 師 診 療 放 射 線	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	薬 剤 師	管 理 栄 養 士
免許申請	1,283	81	11	68	10	467	29	62	2	104	45	26	196	184
書換え	841	42	9	87	19	368	12	30	2	41	20	5	115	91
再交付	54	6	0	4	0	23	2	2	0	2	1	0	11	3
抹消	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,182	133	20	159	29	858	43	94	2	147	66	31	322	278

県知事免許申請受付件数(令和2年3月31日現在)

	総 数	栄 養 士	調 理 師	製 菓 衛 生 師	ク リ ー ニ ン グ 師	准 看 護 師	登 録 販 売 者	他 県 准 看 護 師
免許申請	567	135	253	22	5	46	106	29
書換え	202	98	44	1	0	21	13	25
再交付	70	7	44	1	0	8	6	4
抹消	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	839	240	341	24	5	75	125	29

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳交付数(部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		599g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総数	10,783	14	37	133	750	8,008	57	8,999	7,311	1,734	9,045	
内訳	西区	811	2	3	7	52	705	6	775	593	185	778
	北区	1,119	0	3	15	88	866	5	977	779	201	980
	大宮区	1,201	0	4	11	61	672	6	754	611	143	754
	見沼区	961	1	7	12	80	803	6	909	710	207	917
	中央区	808	2	2	14	57	583	4	662	544	122	666
	桜区	550	1	4	5	60	482	2	554	445	112	557
	浦和区	1,651	1	4	25	111	1,127	7	1,275	1,113	163	1,276
	南区	1,884	4	4	20	132	1,359	11	1,530	1,278	258	1,536
	緑区	1,224	3	3	16	67	884	5	978	782	211	993
	岩槻区	574	0	3	8	42	527	5	585	456	132	588

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲 2次設問の方法		
		※2次設問実施者数		面接	電話	訪問
		実人員	延人員			
総数	11,662	10,701	8,954	1,739	8	
内 訳	西区	928	891	811	80	0
	北区	1,258	1,221	1,055	166	0
	大宮区	1,053	973	817	154	2
	見沼区	1,157	1,142	931	211	0
	中央区	928	683	546	137	0
	桜区	708	681	563	118	0
	浦和区	1,604	1,492	1,066	420	6
	南区	2,089	1,938	1,719	219	0
	緑区	1,214	963	863	100	0
岩槻区	723	717	583	134	0	

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

初めて出産する妊婦とその夫等を対象に、妊婦の健康の保持・増進、両親の育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

各区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①母親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	92	1,020	1,344	2	2	0	0	1,022	1,346	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活及び調理実習 ⑦歯科医師による口腔チェック ⑧ブラッシング実習 ⑨赤ちゃんと育児	
内 訳	西区	12	108	108	0	0	0	0	108		108
	北区	14	162	300	0	0	0	0	162		300
	大宮区	10	95	173	0	0	0	0	95		173
	見沼区	11	71	118	0	0	0	0	71		118
	中央区	7	149	149	0	0	0	0	149		149
	桜区	6	32	32	1	1	0	0	33		33
	浦和区	11	237	237	1	1	0	0	238		238
	南区	5	88	88	0	0	0	0	88		88
	緑区	8	47	79	0	0	0	0	47		79
岩槻区	8	31	60	0	0	0	0	31	60		

②両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	80	1,794	1,794	1,774	1,774	3	3	3,571	3,571	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・沐浴実習・妊婦体験	
内 訳	西区	6	91	91	90	90	0	0	181		181
	北区	7	181	181	178	178	0	0	359		359
	大宮区	9	193	193	194	194	0	0	387		387
	見沼区	6	119	119	119	119	0	0	238		238
	中央区	7	166	166	163	163	0	0	329		329
	桜区	5	77	77	76	76	0	0	153		153
	浦和区	11	307	307	308	308	0	0	615		615
	南区	15	397	397	388	388	1	1	786		786
	緑区	9	185	185	182	182	1	1	368		368
	岩槻区	5	78	78	76	76	1	1	155		155

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

ふたご以上の妊婦と保護者同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

(根拠法令等 : 母子保健法第9条)

①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						
		妊婦	母	父	児	その他	計	
総数	17	22	123	3	243	19	410	
内 訳	西区	2	1	10	0	20	3	34
	北区	3	3	10	0	20	2	35
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	2	0	14	0	28	2	44
	中央区	1	3	3	0	4	0	10
	桜区	1	1	4	0	8	0	13
	浦和区	3	8	42	2	83	3	138
	南区	2	4	31	0	62	5	102
	緑区	2	1	8	1	16	1	27
	岩槻区	1	1	1	0	2	3	7

②自主グループ支援を実施

大宮区で10回・見沼区で10回実施した。

(3) 育児学級

[保健センター]

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、育児についての学習、遊びを通じての親子のふれあい、育児についての悩みを話し合う等、親同士の交流の場を作り、育児不安の軽減を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

育児学級実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	107	2,630	125	2,643	94	5,492		
内 訳	西 区	6	109	1	110	1	221	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会
	北 区	11	227	21	227	0	475	
	大宮区	11	196	15	196	4	411	
	見沼区	11	202	4	202	2	410	
	中央区	5	175	4	175	4	358	
	桜 区	5	72	4	72	0	148	
	浦和区	11	321	20	325	4	670	
	南 区	31	1,013	44	1,020	75	2,152	
	緑 区	10	206	10	207	4	427	
岩槻区	6	109	2	109	0	220		

(4) 離乳食教室

[保健センター]

4～5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

離乳食教室実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	121	2,614	166	2,374	25	5,179		
内 訳	西 区	11	188	13	170	2	373	【1コース1回】 栄養、歯に関する講義
	北 区	11	319	26	296	1	642	
	大宮区	11	248	15	227	6	496	
	見沼区	11	189	13	168	1	371	
	中央区	11	263	8	236	3	510	
	桜 区	11	152	14	148	3	317	
	浦和区	11	399	24	357	2	782	
	南 区	22	496	18	458	3	975	
	緑 区	11	222	18	194	4	438	
岩槻区	11	138	17	120	0	275		

(5) 親子教室

[保健センター]

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

親子教室実施状況

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	193	265	1,373	32	54	262	1,408	60	214	619	3,049		
内 訳	西 区	16	33	113	4	6	27	114	6	24	70	257	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など
	北 区	21	23	136	2	3	25	149	6	25	56	313	
	大宮区	18	23	118	3	10	24	130	4	24	54	282	
	見沼区	21	37	162	7	7	36	162	7	17	87	348	
	中央区	19	26	133	5	14	27	133	3	12	61	292	
	桜 区	16	25	109	2	3	25	112	4	9	56	233	
	浦和区	21	25	157	2	2	25	157	5	7	57	323	
	南 区	20	33	175	2	3	33	179	15	53	83	410	
	緑 区	19	24	158	1	1	24	158	4	15	53	332	
	岩槻区	22	16	112	4	5	16	114	6	28	42	259	

(6) むし歯予防教室

[保健センター]

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

むし歯予防教室実施状況

①おおむね1歳～1歳5か月児

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	171	1,357	63	1,373	22	2,815	【1コース1回】	
内 訳	西 区	10	93	7	96	1	197	・講義 ・唾液検査 ・ブラッシング実習
	北 区	18	166	8	167	4	345	
	大宮区	20	136	7	136	2	281	
	見沼区	17	112	5	112	0	229	
	中央区	21	141	8	144	1	294	
	桜 区	11	80	1	81	0	162	
	浦和区	22	221	12	222	8	463	
	南 区	24	229	7	232	2	470	
	緑 区	21	116	5	120	2	243	
	岩槻区	7	63	3	63	2	131	

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総 数	123	630	69	3,759	7	4,465	【1コース1回】	
内 訳	西 区	11	37	6	395	3	441	・講義 ・必要に応じて実習(ブラッシング実習、歯垢染色、唾液検査、位相差顕微鏡にて細菌観察等)
	北 区	10	11	2	319	0	332	
	大宮区	14	133	14	303	2	452	
	見沼区	8	20	4	366	0	390	
	中央区	19	111	11	372	0	494	
	桜 区	11	64	7	402	1	474	
	浦和区	10	0	0	467	0	467	
	南 区	16	118	13	524	1	656	
	緑 区	11	64	6	303	0	373	
	岩槻区	13	72	6	308	0	386	

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条、第10条 〉

保育園・幼稚園等職員歯科研修会実施状況

日時・会場	内 容	参加施設数・参加人員
9月17日 さいたま市保健所	・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士	市立保育園 30施設 30人 私立保育園 19施設 19人 私立幼稚園 2施設 2人
9月24日 さいたま市保健所	・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士	市立保育園 22施設 22人 私立保育園 9施設 9人 児童相談所 1施設 1人

(8) 地区健康教育

[保健センター]

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	150	1,329	39	3,115	238	4,721	講義等
西区	12	90	2	294	4	390	
北区	14	85	2	392	0	479	
大宮区	11	78	0	164	22	264	
見沼区	7	35	17	96	9	157	
中央区	28	147	14	445	155	761	
桜区	10	105	2	136	1	244	
浦和区	8	107	1	161	1	270	
南区	35	572	1	860	27	1,460	
緑区	12	87	0	273	0	360	
岩槻区	13	23	0	294	19	336	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	95	689	19	2,507	112	3,327	各施設で実施 ・講義 ・必要に応じて実習(ブラッシング実習、歯垢染色、唾液検査、位相差顕微鏡にて細菌観察等)
西区	9	64	2	267	0	333	
北区	10	46	0	352	0	398	
大宮区	8	61	0	146	22	229	
見沼区	3	27	1	86	0	114	
中央区	17	92	14	391	68	565	
桜区	6	37	0	98	0	135	
浦和区	6	85	1	139	1	226	
南区	15	209	1	505	2	717	
緑区	8	45	0	229	0	274	
岩槻区	13	23	0	294	19	336	

(9) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

① 思春期保健教室

市内 14 校(小学校 8 校、中学校 6 校)で実施した。

		参加者数
総 数		1,944
内 訳	小学生	590
	中学生	1,015
	高校生	0
	教職員	104
	保護者	231
	その他	4

② 思春期保健に関する連携会議

日時:令和元年 7 月 26 日(金) 9:00~11:10

会場:大宮区役所保健センター 指導講座室

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	315	5,101	8,490	2,074	4,325	8	8	33	33	57	57	7,273	12,913
西区	32	329	605	265	389	0	0	4	4	3	3	601	1,001
北区	34	342	1,008	239	513	0	0	1	1	0	0	582	1,522
大宮区	33	236	677	177	521	0	0	1	1	0	0	414	1,199
見沼区	30	249	544	224	405	1	1	1	1	2	2	477	953
中央区	27	211	571	172	393	3	3	0	0	0	0	386	967
桜区	28	157	413	134	338	3	3	1	1	0	0	295	755
浦和区	20	338	403	262	288	0	0	0	0	17	17	617	708
南区	52	2,770	2,979	163	221	0	0	1	1	22	22	2,956	3,223
緑区	30	256	639	266	612	1	1	21	21	13	13	557	1,286
岩槻区	29	213	651	172	645	0	0	3	3	0	0	388	1,299

※地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員								
総数		2,612	2,966	2,269	2,843	9,610	9,610	1,555	1,555	1,722	1,722	17,768	18,696
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	113	129	209	223	901	901	86	86	186	186	1,495	1,525
	北区	245	288	332	429	1,095	1,095	106	106	135	135	1,913	2,053
	大宮区	176	212	180	244	1,036	1,036	93	93	266	266	1,751	1,851
	見沼区	188	230	229	329	918	918	71	71	109	109	1,515	1,657
	中央区	175	206	229	292	610	610	106	106	217	217	1,337	1,431
	桜区	140	150	102	125	570	570	42	42	121	121	975	1,008
	浦和区	340	423	345	402	1,211	1,211	259	259	230	230	2,385	2,525
	南区	331	370	267	323	1,597	1,597	41	41	148	148	2,384	2,479
	緑区	734	741	185	213	1,003	1,003	664	664	144	144	2,730	2,765
岩槻区	170	217	191	263	669	669	87	87	166	166	1,283	1,402	

電話相談件数

		延 人 員										計
		妊婦	産婦	乳児			幼児	学 童		その他		
				新生児	未熟児	乳児		小学生	中学生	20歳未満	左記以外	
総数		5,002	1,564	605	262	5,185	7,573	553	252	213	775	21,984
保健所		53	12	0	0	11	41	0	0	0	32	149
保健センター	西区	236	41	23	3	119	314	22	1	13	24	796
	北区	777	411	85	30	647	1,042	62	33	22	15	3,124
	大宮区	546	80	45	34	616	732	21	12	14	32	2,132
	見沼区	476	91	82	15	337	734	37	5	5	20	1,802
	中央区	167	91	48	42	433	605	48	34	25	105	1,598
	桜区	315	83	22	24	370	509	9	5	2	8	1,347
	浦和区	796	130	73	12	589	692	74	35	62	42	2,505
	南区	211	155	102	63	924	995	114	82	34	81	2,761
	緑区	343	137	43	14	494	882	50	21	21	136	2,141
岩槻区	1,082	333	82	25	645	1,027	116	24	15	280	3,629	

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	120,918
HIV抗体検査	9,833
HBs抗原検査	9,809
HCV抗体検査	9,813
子宮頸がん	9,407
HTLV-1抗体検査	9,828
性器クラミジア検査	9,741

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

産婦健康診査費用助成件数	7,784
--------------	-------

(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査 医師の判定事項	対象児数	10,468	10,746	10,818	11,333
	受診児数	10,153	10,306	10,426	10,506
	受診率	97.0%	95.9%	96.4%	92.7%
	特になし	8,762	8,639	8,808	7,893
	指導	408	474	591	1,203
	経過観察	549	992	895	1,066
	再検査(尿・目・耳)				862
	精密健康診査紹介	302	191	245	942
	乳幼児発達健康診査	8	115	198	109
	要治療	92	76	51	63
加療中	448	408	427	542	
医師から市への指示事項あり(再掲)	94	166	145	135	
歯科健康診査 医師の判定事項	対象児数			10,818	11,471
	受診児数			9,288	9,169
	受診率			85.9%	79.9%
	フッ化物塗布実施数(延)※			13,548	
	むし歯なし			9,182	8,296
	むし歯あり			106	873
	むし歯の総本数			320	2,913
	一人平均むし歯本数			0.03	0.32
	不正咬合あり(人)			858	1,310
	軟組織異常あり(人)			643	198
その他異常あり(人)			453	534	

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。

(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信結果から現在の状況や心配事を把握し、返信のない児については電話・訪問等での状況把握に努め、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

未受診フォロー実施状況 (人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	
アンケート送付数		285	300	636	
返信あり	返信数	189	140	338	
	返信率	66.3%	46.7%	53.1%	
	返信結果 未受診理由	医療機関で受診	103	40	73
		特に心配なし	10	24	44
		保育園等	1	13	58
		忘れていた 忙しかった	36	37	105
	その他	39	26	57	
継続フォロー者(再掲)	23	8	10		
返信なし	未返信者数	96	160	298	
	直接確認	医療機関で受診	16	10	14
		特に心配なし	1	12	14
		保育園等	2	7	23
		忘れていた 忙しかった	27	56	107
		その他	17	22	29
	間接確認	他機関で状況確認	24	33	82
		市外転出	3	2	6
	確認中	3	18	25	
	確認不可能	0	0	0	
継続フォロー者(再掲)	17	19	23		

※「医療機関で受診」は実施医療機関以外での受診が主となっている。
 ※確認不可能とは、保健師が電話、訪問、手紙等で連絡をとったが、状況確認ができなかったものをいう。

(5) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	325	301	92.6%
10か月児健康診査	201	195	97.0%
1歳6か月児健康診査	255	233	91.4%
3歳児健康診査	1,097	910	83.0%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内 容 別 精 健 票 交 付 状 況 (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合 計
総 数	325	201	255	1,097	1,878
心臓及び循環	8	5	9	17	39
消化器	0	0	0	0	0
皮 膚	38	12	8	9	67
四肢・脊柱	163	20	29	19	231
眼	31	49	75	626	781
耳・鼻	16	1	7	247	271
咽 頭	2	0	1	2	5
呼吸器	1	0	0	0	1
その他	66	114	126	177	483

(6) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談などで身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳 児		幼 児		合 計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	158	40	42	976	1,104	1,016	1,146	
内 訳	西 区	14	2	2	99	109	101	111
	北 区	15	2	2	86	99	88	101
	大宮区	16	3	3	90	99	93	102
	見沼区	16	5	5	117	127	122	132
	中央区	12	4	4	66	69	70	73
	桜 区	15	6	6	79	100	85	106
	浦和区	18	7	7	143	162	150	169
	南 区	21	1	1	142	167	143	168
	緑 区	17	7	8	88	97	95	105
	岩槻区	14	3	4	66	75	69	79

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、保健師又は助産師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況

(人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		2	6,680	826	307	5,625	13,440
		0	6,202	702	173	5,376	12,453
内 訳	西 区	0	535	40	10	492	1,077
		0	501	31	4	471	1,007
	北 区	0	690	76	26	594	1,386
		0	673	75	22	581	1,351
	大宮区	0	554	56	16	488	1,114
		0	529	53	9	471	1,062
	見沼区	1	614	137	59	427	1,238
		0	524	103	17	406	1,050
	中央区	0	505	56	17	441	1,019
		0	433	37	6	392	868
	桜 区	0	409	45	25	346	825
		0	375	34	19	328	756
	浦和区	1	987	124	57	815	1,984
		0	948	113	45	798	1,904
	南 区	0	1,171	97	57	1,034	2,359
		0	1,120	85	43	1,001	2,249
	緑 区	0	756	107	24	628	1,515
		0	682	102	0	584	1,368
	岩槻区	0	459	88	16	360	923
		0	417	69	8	344	838

(2) 産後ケア事業

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問産婦数	実人数	延人数
	177	458

(3) 母子訪問指導

[保健所・保健センター]

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

母子訪問指導実施状況

(延人員)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数		340	2,685	283	369	2,172	2,846	2,734	11,429
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	24	126	15	14	103	232	242	756
	北区	29	227	24	17	199	198	189	883
	大宮区	22	257	46	35	195	144	147	846
	見沼区	36	291	49	24	242	225	261	1,128
	中央区	22	191	15	23	162	250	193	856
	桜区	34	187	12	44	143	210	206	836
	浦和区	45	450	39	101	346	432	382	1,795
	南区	48	437	32	63	352	517	556	2,005
	緑区	39	277	27	32	219	312	208	1,114
岩槻区	41	242	24	16	211	326	350	1,210	

※その他：親（妊婦・産婦を除く）・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・妊婦、産婦、親以外の家族などの総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

(7) 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,723	340	14	4,077

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	13
不妊治療を実施している医療機関の情報について	5
主治医や医療機関に対する不満について	0
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	4,063
不育症について	3
その他	0
合計	4,084

(イ) 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	10
電話相談	172

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	0	1
不妊症の検査・治療について	7	23
不妊治療を実施している医療機関の情報について	1	14
主治医や医療機関に対する不満について	0	0
世間の偏見や無理解による不満について	0	1
家族に関すること	0	3
助成金について	0	107
不育症について	2	15
仕事との両立について	0	0
その他	4	44
合計	14	208

(2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	27

相談内容 (重複あり)	相談件数
望まない妊娠	1
家族・育児面の不安	4
出産病院が見つからない	2
経済的問題	2
その他	21
合計	30

(3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談
	実人員	延人員	件数
11	13	13	4

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	3
イライラする	5
母子関係	1
その他	6

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	2
不安障害	1
適応障害	2
強迫性障害	1
その他	6

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	決定件数の 出生時体重別内訳	
467	466	472	1,000g以下	22
			1,001～1,500g	49
			1,501～1,800g	66
			1,801～2,000g	69
			2,001～2,300g	95
			2,301～2,500g	42
			2,501g以上	123

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
216	196	166	肢体不自由	58
			視覚障害	6
			聴覚・平衡機能障害	12
			音声・言語・そしゃく機能障害	73
			心臓機能障害	31
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	0
			その他(内臓疾患)	16
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援（訪問、面接等）を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	827 件
-------------	-------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉 (人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	647	915	211	1,524	3,297	79	196	30	336	641	321	550	74	213	1,158	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	28	56	
保健 センター	西 区	53	132	28	176	389	13	29	6	46	94	6	53	0	7	66
	北 区	56	92	4	187	339	8	35	5	101	149	21	131	27	22	201
	大宮区	65	45	25	121	256	7	12	2	30	51	79	38	7	30	154
	見沼区	89	46	3	146	284	12	48	15	51	126	35	42	10	13	100
	中央区	27	70	19	72	188	6	11	2	16	35	31	49	4	4	88
	桜 区	116	119	12	239	486	7	0	0	24	31	47	30	1	28	106
	浦和区	77	64	19	142	302	0	12	0	9	21	8	15	3	9	35
	南 区	10	96	54	51	211	0	1	0	1	2	7	10	0	0	17
	緑 区	58	86	13	92	249	1	11	0	13	25	12	14	3	9	38
岩槻区	96	165	34	298	593	25	37	0	45	107	75	140	19	63	297	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (3)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導等利用者で継続支援が必要と思われる家庭及び母子訪問指導により、養育状況から頻繁な訪問が必要と判断される家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が委嘱した保健師、助産師等が、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
66	287

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員															
総数	6	9	58	245	11	15	16	47	48	200	13	41	22	57	174	614	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	1	1	4	12	0	0	0	0	4	12	0	0	2	5	11	30
	北 区	0	0	3	9	0	0	0	0	3	9	1	3	1	3	8	24
	大宮区	0	0	2	14	0	0	2	6	1	11	0	0	1	1	6	32
	見沼区	0	0	10	53	7	10	1	4	10	41	1	2	2	8	31	118
	中央区	0	0	2	6	0	0	2	5	1	3	1	1	1	1	7	16
	桜 区	2	5	8	29	3	4	1	1	7	24	1	10	5	16	27	89
	浦和区	0	0	16	56	0	0	8	23	10	36	4	6	4	6	42	127
	南 区	1	1	3	12	1	1	0	0	3	11	1	4	2	6	11	35
	緑 区	1	1	4	16	0	0	2	8	3	15	4	15	4	11	18	66
	岩槻区	1	1	6	38	0	0	0	0	6	38	0	0	0	0	13	77

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
624	131	184	139	71	50	27	22

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
762	343	134	7	0	152	63	63

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	824	187	95	98	61	55	50	37	50	36	25	9	9	76	14	22
男	338	78	29	30	23	24	18	16	40	21	12	5	3	37	1	1
女	419	76	63	66	34	28	29	20	10	14	12	4	6	38	13	6
不明	67	33	3	2	4	3	3	1	0	1	1	0	0	1	0	15

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	24	36	9

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
4	4	0	0

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
5	3	2	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会

[保健所]

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
4月25日(木) 自治医科大学附属 さいたま医療センター	母親の自殺事例に関する検討会	防衛医科大学校 佐野 信也 氏 (精神科医師)	保健センター、保健 所保健師等	12名
7月11日(木) 保健所	母親の死亡事例の振り返り研修会	防衛医科大学校 佐野 信也 氏 (精神科医師)	中堅期から管理 期の保健センタ ー・保健所保健師	23名
11月18日(月) 保健所	切れ目ない支援のための アセスメントについて ～ケース支援に重要な アセスメント力のスキル アップを目指して～	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター、保健 所、子ども家庭総合 センターの等の新任 期の保健師	23名
1月28日(火) 保健所	動機付け面接の活用 ～対象者との関係を構 築するための知識や技 術のスキルアップを目 指して～	国立成育医療研究センター 研究所 社会医学研究部 三瓶 舞紀子 氏	保健センター、保健 所、子ども家庭総合 センターの保健師、 母子保健相談員等	13名
3月12日(木) 桜区保健センター	事例振り返り研修	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター、保健 所保健師	11名
西区：7月10日 北区：7月19日・2月25日 大宮区：10月25日 見沼区：9月30日 中央区：10月23日 桜区：9月27日・2月28日 浦和区：3月17日 南区：5月14日・2月19日 緑区：9月30日・1月24日 岩槻区：9月18日・2月14日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技術 的支援	カウンセリングルームベア 田熊 喜代巳 氏 (臨床心理士)	保健センター職員	150名
西区：10月28日・1月29日・ 北区：6月28日・12月25日 大宮区：7月30日・1月31日 見沼区：6月24日・12月16日 中央区：7月19日・2月21日 桜区：6月27日・11月29日 浦和区：7月9日・9月27日 1月30日 南区：11月20日 緑区：7月31日・12月17日 岩槻区：6月17日・12月13日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技術 的支援	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター職員	200名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	1 件
------	-----

(2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
3,852	15	7	8	0

※検査人数は、協力医療機関からの報告数

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,773
再検査件数	529

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は16件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	1 件
------	-----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)(27 ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	1,617
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	457
------	-----

不育症検査費助成承認実績

助成件数	95
------	----

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、南区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

第4章 健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン 21(第2次)」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の8つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

1 健康手帳の交付

[保健センター]

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成31年4月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

2 健康教育

(1) 集団健康教育

[保健センター]

主に40歳以上の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 〉

集団健康教育実施状況

	歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合計		
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	
総数	36	691	0	0	0	0	48	696	0	0	38	2,031	122	3,418	
内訳	西区	4	53	0	0	0	0	4	51	0	0	0	0	8	104
	北区	2	31	0	0	0	0	4	44	0	0	0	0	6	75
	大宮区	2	19	0	0	0	0	3	32	0	0	17	809	22	860
	見沼区	2	46	0	0	0	0	1	22	0	0	6	424	9	492
	中央区	6	88	0	0	0	0	9	142	0	0	2	140	17	370
	桜区	5	74	0	0	0	0	14	121	0	0	0	0	19	195
	浦和区	4	60	0	0	0	0	4	74	0	0	4	95	12	229
	南区	4	166	0	0	0	0	0	0	0	0	4	336	8	502
	緑区	5	125	0	0	0	0	7	178	0	0	0	0	12	303
	岩槻区	2	29	0	0	0	0	2	32	0	0	5	227	9	288

(2) 健康づくり教育

[保健センター]

主に 40 歳未満の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり教育参加状況

	開催回数	延 人 員					合計	
		栄養	運動	休養	禁煙	その他		
総 数	91	1,480	512	0	0	249	2,241	
内 訳	西 区	11	131	61	0	0	8	200
	北 区	6	94	69	0	0	111	274
	大宮区	15	211	145	0	0	23	379
	見沼区	9	140	92	0	0	0	232
	中央区	14	279	0	0	0	36	315
	桜 区	8	150	0	0	0	20	170
	浦和区	2	54	0	0	0	0	54
	南 区	16	275	119	0	0	51	445
	緑 区	6	95	0	0	0	0	95
	岩槻区	4	51	26	0	0	0	77

(3) 教室以外のイベント等

[保健センター]

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	2	2	3	1	1	2	1	1	1	0	14
参加者数	850	1,171	859	335	253	173	646	530	430	0	5,247

3 健康相談

[保健センター]

(1) 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、血圧や体重・体脂肪率測定等の計測や健康に関する一般的な相談を受けている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

重点健康相談・総合健康相談状況

		内容別相談者数(延人員)			
		重点健康相談	総合健康相談	(再掲) 電話相談	合計
総 数		533	7,167	1,942	7,700
内 訳	西 区	61	2,488	277	2,549
	北 区	114	609	24	723
	大宮区	25	165	29	190
	見沼区	42	474	45	516
	中央区	45	169	95	214
	桜 区	91	1,124	114	1,215
	浦和区	47	902	988	949
	南 区	30	197	152	227
	緑 区	19	310	22	329
	岩槻区	59	729	196	788

(2) 健康づくり相談

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり相談状況

		相談者数(延人員)	(再掲) 電話相談者数 (延人員)
総 数		443	144
内 訳	西 区	27	6
	北 区	69	10
	大宮区	2	2
	見沼区	192	3
	中央区	27	11
	桜 区	23	0
	浦和区	8	27
	南 区	36	29
	緑 区	5	5
	岩槻区	54	51

4 健康診査

(1) 健康増進健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察(打聴診)、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖
------	---

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

年齢区分別受診者数 (人)

年齢	受診者
総数	2,282
40～49歳	242
50～59歳	390
60～64歳	248
65～69歳	307
70～74歳	370
75歳以上	725

主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

(その1)

(人)

年齢	血 圧	(再掲)		脂質異常	(再掲)		糖 尿 病	(再掲)		
		高血圧症 ① (a)	高血圧症 ② (b)		脂質異常 ① (c)	脂質異常 ② (d)		糖尿病① (e)	糖尿病② (f)	
総数	2,282	525	648	2,282	706	727	2,282	1,439	439	
男	40～49歳	123	17	29	123	28	61	123	52	21
	50～59歳	247	47	75	247	70	107	247	143	54
	60～64歳	175	30	72	175	55	59	175	114	37
	65～69歳	193	46	57	193	65	54	193	114	53
	70～74歳	196	57	56	196	66	49	196	124	41
	75歳以上	313	84	99	313	91	86	313	212	57
	計	1,247	281	388	1,247	375	416	1,247	759	263
女	40～49歳	119	13	18	119	31	37	119	58	16
	50～59歳	143	30	17	143	50	53	143	86	24
	60～64歳	73	15	18	73	25	30	73	47	13
	65～69歳	114	25	32	114	45	32	114	80	23
	70～74歳	174	45	53	174	56	52	174	119	35
	75歳以上	412	116	122	412	124	107	412	290	65
	計	1,035	244	260	1,035	331	311	1,035	680	176

(a) = ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者
②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満である者

(b) = 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c) = ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d) = 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e) = 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.6%以上6.5%未満の者

(f) = 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

(その2)

(人)

年齢	貧血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	うちアルコール性 (疑いを含む) 【再掲】	腎機能障害 (疑いを含む)	たばこ		
					吸っていない	吸っている	
総数	0	254	0	0	1,617	665	
男	40～49歳	0	37	0	0	58	65
	50～59歳	0	56	0	0	126	121
	60～64歳	0	25	0	0	104	71
	65～69歳	0	26	0	0	111	82
	70～74歳	0	22	0	0	121	75
	75歳以上	0	18	0	0	244	69
	計	0	184	0	0	764	483
女	40～49歳	0	14	0	0	83	36
	50～59歳	0	14	0	0	105	38
	60～64歳	0	6	0	0	54	19
	65～69歳	0	8	0	0	90	24
	70～74歳	0	8	0	0	144	30
	75歳以上	0	20	0	0	377	35
	計	0	70	0	0	853	182

(2) 女性のヘルスチェック

[保健所・保健センター]

18歳から39歳の女性を対象に、健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)

〈根拠法令等：健康増進法第17条第1項〉

女性のヘルスチェック受診状況

年齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	51	15	32	4
20～29歳	2,937	1,120	1,428	389
30～39歳	6,503	2,286	3,292	925
計	9,491	3,421	4,752	1,318

事後指導対象者数	691
----------	-----

(3) B型・C型肝炎ウイルス検診

[保健所・保健センター]

【対象者】①節目検診 40歳の者

②節目外検診

・41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

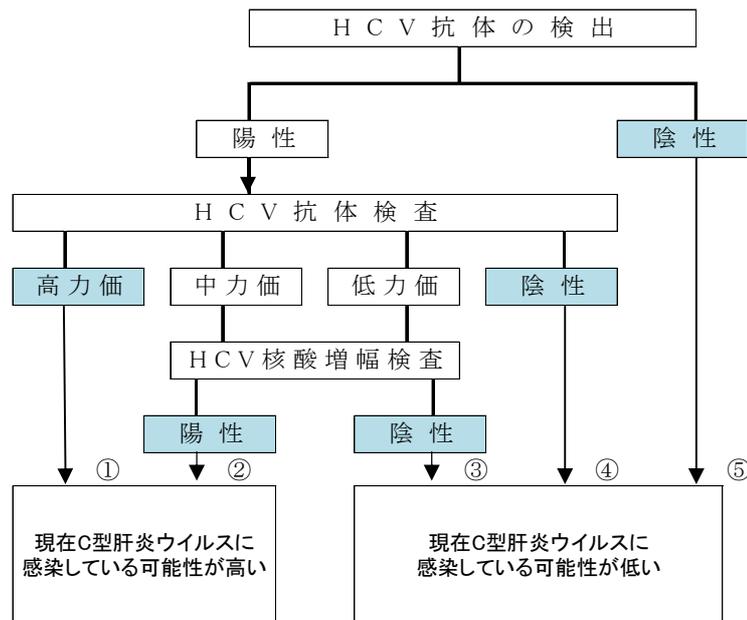
〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

B型・C型肝炎ウイルス検診結果状況

(人)

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					計
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅陽性	③HCV核酸増幅陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出陰性	
節目	40歳	1,708	5	1,713	0	0	3	4	1,706	1,713
節目外	41～44	1,034	4	1,038	1	0	0	4	1,033	1,038
	45～49	1,026	4	1,030	0	0	1	3	1,026	1,030
	50～54	901	3	904	1	0	3	2	898	904
	55～59	782	1	783	3	0	7	3	770	783
	60～64	1,016	7	1,023	4	0	5	4	1,010	1,023
	65～69	1,730	13	1,743	4	0	6	5	1,728	1,743
	70歳以上	3,543	31	3,574	18	1	21	35	3,499	3,574
	計	10,032	63	10,095	31	1	43	56	9,964	10,095
合計		11,740	68	11,808	31	1	46	60	11,670	11,808

【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】



(4) 骨粗しょう症検診

[保健所・保健センター]

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

骨粗しょう症検診受診状況 (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,345	0	5	1,340
45歳	630	0	2	628
50～59歳	5,387	46	340	5,001
60～69歳	8,904	644	2,799	5,461
70～79歳	15,778	3,253	7,675	4,850
80歳	1,032	364	464	204
計	33,076	4,307	11,285	17,484

健康増進法に該当する受診者(再掲) (人)

年齢	受診者	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,345	0	5	1,340
45歳	630	0	2	628
50歳	605	1	4	600
55歳	514	5	36	473
60歳	564	14	106	444
65歳	976	61	314	601
70歳	1,717	218	786	713
計	6,351	299	1,253	4,799

(5) がん検診

[保健所・保健センター]

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施しており、各検診の受診及び結果の状況は以下のとおりとなっている。

※H24年度より対象者数の算定方法が変更となった。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

① 胃がん

対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
384,981	92,658	24.1

ア 男性

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃部 X 線 検 査	40～44歳	477	532	12	1	0	0	7	1	3
	45～49歳	403	444	5	0	0	0	4	1	0
	50～54歳	414	409	6	0	0	0	3	0	3
	55～59歳	404	426	12	0	0	0	7	0	5
	60～64歳	611	693	24	2	0	1	12	1	8
	65～69歳	1,237	1,458	64	5	3	0	43	3	10
	70～74歳	1,673	1,752	80	3	4	0	51	4	18
	75～79歳	1,280	1,430	65	5	1	0	47	5	7
	80歳以上	966	1,038	43	1	4	0	26	7	5
	計	7,465	8,182	311	17	12	1	200	22	59
内 視 鏡 検 査	40～44歳	1,414	1,389	59	2	0	9	47	0	1
	45～49歳	1,502	1,403	64	0	1	9	53	0	1
	50～54歳	1,577	1,400	73	0	2	11	58	0	2
	55～59歳	1,697	1,576	109	0	12	15	80	1	1
	60～64歳	2,244	2,157	157	1	11	32	111	1	1
	65～69歳	4,388	4,519	319	3	30	61	216	3	6
	70～74歳	6,916	6,443	547	3	41	123	360	8	12
	75～79歳	6,771	6,562	554	8	52	121	359	7	7
	80歳以上	5,854	5,430	520	3	56	108	338	4	11
	計	32,363	30,879	2,402	20	205	489	1,622	24	42
合 計	39,828	39,061	2,713	37	217	490	1,822	46	101	

イ 女性

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	1,010	1,113	18	5	0	0	6	2	5
	45～49歳	816	866	13	2	0	0	7	0	4
	50～54歳	724	798	16	0	0	0	11	2	3
	55～59歳	745	785	19	1	0	0	15	2	1
	60～64歳	860	962	20	2	0	1	12	0	5
	65～69歳	1,229	1,518	41	4	0	0	29	3	5
	70～74歳	1,487	1,547	49	5	1	0	32	1	10
	75～79歳	1,061	1,217	43	2	2	0	32	4	3
	80歳以上	786	879	37	7	0	0	19	7	4
	計	8,718	9,685	256	28	3	1	163	21	40
内 視 鏡 検 査	40～44歳	2,899	2,833	79	0	1	9	68	0	1
	45～49歳	3,068	2,815	81	0	3	15	62	0	1
	50～54歳	3,308	3,027	117	0	4	17	92	1	3
	55～59歳	3,495	3,154	135	2	1	19	113	0	0
	60～64歳	3,841	3,800	141	1	5	36	93	3	3
	65～69歳	5,887	6,109	336	2	14	66	250	1	3
	70～74歳	8,457	8,061	447	5	9	104	321	5	3
	75～79歳	7,564	7,311	458	2	26	101	321	4	4
	80歳以上	5,593	5,119	376	0	25	87	251	6	7
	計	44,112	42,229	2,170	12	88	454	1,571	20	25
合 計	52,830	51,914	2,426	40	91	455	1,734	41	65	

ウ 合計

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員					
				異常認め ず	がんであ った	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	16,183	17,867	567	45	15	2	363	43	99
内視鏡検査	76,475	73,108	4,572	32	293	943	3,193	44	67
合 計	92,658	90,975	5,139	77	308	945	3,556	87	166

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,205人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,373人。

検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると97,236人・25.3%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：11.0%、女性18.4%(対象者は50～69歳の全人口)

※平成30年度の胃内視鏡検査時に生検を受診した者も要精密検査(人)に計上。

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは43人。

② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
384,981	127,878	33.2

ア 男性

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部 エック ス線 検査 のみ	40～44歳	1,789	1,820	38	18	0	1	11	0	3	5
	45～49歳	1,618	1,677	42	11	0	0	19	0	4	8
	50～54歳	1,763	1,670	51	22	0	1	13	0	8	7
	55～59歳	1,833	1,802	59	20	1	0	24	0	8	6
	60～64歳	2,697	2,843	132	45	3	0	59	0	7	18
	65～69歳	6,909	7,331	323	82	4	9	156	1	26	46
	70～74歳	11,101	10,654	545	137	8	16	272	1	39	73
	75～79歳	10,829	10,905	656	130	9	27	349	1	59	82
	80歳以上	10,915	10,506	754	119	12	22	419	3	83	99
	計	49,454	49,208	2,600	584	37	76	1,322	6	237	344
胸部 エック ス線 検査 及び 喀痰 細胞 診	40～44歳	28	40	1	0	0	0	1	0	0	0
	45～49歳	37	38	1	0	0	0	1	0	0	0
	50～54歳	64	76	1	0	0	0	0	0	1	0
	55～59歳	80	92	1	1	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	155	157	3	2	0	0	1	0	0	0
	65～69歳	355	379	11	3	0	1	6	0	1	0
	70～74歳	562	533	25	3	0	0	18	0	3	1
	75～79歳	506	511	23	3	1	0	16	0	1	2
	80歳以上	410	382	20	4	0	3	9	0	4	0
	計	2,197	2,208	86	16	1	4	52	0	10	3

イ 女性

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部エックス線検査のみ	40～44歳	4,037	4,074	81	36	0	2	24	0	4	15
	45～49歳	3,627	3,665	55	17	0	0	26	0	4	8
	50～54歳	3,865	3,908	80	32	0	1	31	1	6	10
	55～59歳	4,231	4,234	127	52	0	7	51	1	5	12
	60～64歳	5,671	5,885	195	49	0	5	109	0	11	21
	65～69歳	10,404	11,299	419	112	4	18	222	0	24	39
	70～74歳	15,604	14,987	612	146	7	13	342	2	49	55
	75～79歳	13,993	13,917	708	146	8	15	422	0	55	62
	80歳以上	14,318	13,645	834	161	11	21	453	1	99	89
	計	75,750	75,614	3,111	751	30	82	1,680	5	257	311
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40～44歳	26	31	1	1	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	15	20	1	1	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	20	27	1	0	0	0	0	0	1	0
	55～59歳	39	49	0	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	38	57	3	1	1	0	0	0	0	1
	65～69歳	77	99	5	1	0	0	4	0	0	0
	70～74歳	102	105	5	0	0	0	5	0	0	0
	75～79歳	95	105	3	0	0	1	2	0	0	0
	80歳以上	65	60	5	0	0	0	4	0	1	0
	計	477	553	24	4	1	1	15	0	2	1

ウ 合計

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	125,204	124,822	5,711	1,335	67	158	3,002	11	494	655
胸部X線検査及び喀痰細胞診	2,674	2,761	110	20	2	5	67	0	12	4
合計	127,878	127,583	5,821	1,355	69	163	3,069	11	506	659

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,205人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,373人。

検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると132,456人・34.4%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：6.4%、女性12.3%(対象者は40～69歳の全人口)

③ 大腸がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
384,981	113,094	29.4

	R1年度 受診者 (人)	H30年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
大腸がん (男)	40～44歳	1,758	1,816	86	16	2	0	24	15	29
	45～49歳	1,587	1,617	88	17	2	0	34	16	19
	50～54歳	1,690	1,603	105	15	2	0	44	20	24
	55～59歳	1,759	1,734	107	9	3	0	60	22	13
	60～64歳	2,638	2,760	186	13	3	0	99	42	29
	65～69歳	6,300	6,846	564	32	21	1	324	77	109
	70～74歳	10,248	9,801	869	79	36	2	491	120	141
	75～79歳	9,943	9,943	1,001	77	42	8	566	161	147
	80歳以上	9,248	8,953	1,117	90	28	3	537	280	179
	計	45,171	45,073	4,123	348	139	14	2,179	753	690
大腸がん (女)	40～44歳	4,130	4,209	187	56	1	0	55	32	43
	45～49歳	3,728	3,780	169	47	2	0	57	21	42
	50～54歳	3,873	3,857	164	38	3	0	75	23	25
	55～59歳	4,300	4,294	185	37	5	1	99	18	25
	60～64歳	5,370	5,704	268	48	6	0	143	32	39
	65～69歳	9,551	10,405	511	76	14	3	278	66	74
	70～74歳	13,945	13,421	742	122	26	6	386	113	89
	75～79歳	12,359	12,207	730	113	33	3	353	113	115
	80歳以上	10,667	10,267	925	96	22	2	391	264	150
	計	67,923	68,144	3,881	633	112	15	1,837	682	602
合計	113,094	113,217	8,004	981	251	29	4,016	1,435	1,292	

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,205人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,373人。

検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると117,672人・30.6%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：5.8%、女性11.9%（対象者は40～69歳の全人口）

④ 子宮がん

対象者（人）	令和元年度受診者（人）	平成30年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（%）
302,175	45,332	45,851	6,616	28.0

※受診率＝（令和元年度受診者＋平成30年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

	R1年度 受診者 （人）	H30年度 受診者 （人）	要精密 検査 （人）	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑い がある	がん以外の 疾患	未受診	未把握	
頸 部	20～24歳	1,205	1,131	30	5	0	0	15	1	9
	25～29歳	2,704	2,626	61	9	0	0	35	6	11
	30～34歳	4,110	4,162	76	10	5	0	46	7	8
	35～39歳	4,818	4,807	72	2	5	0	53	5	7
	40～44歳	4,594	4,728	51	6	2	1	33	4	5
	45～49歳	4,559	4,648	56	5	0	0	44	4	3
	50～54歳	3,689	3,762	33	2	1	0	26	1	3
	55～59歳	2,620	2,856	14	1	4	0	4	2	3
	60～64歳	1,877	2,211	8	1	0	0	4	2	1
	65～69歳	1,953	2,361	8	1	1	0	4	1	1
	70～74歳	1,786	2,066	5	1	0	0	3	0	1
	75～79歳	1,079	1,187	8	1	0	0	4	0	3
	80歳以上	489	442	2	0	0	0	1	0	1
計	35,483	36,987	424	44	18	1	272	33	56	
体 部	20～24歳	40	39	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	171	143	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	444	415	3	0	0	0	0	1	2
	35～39歳	771	804	1	0	0	1	0	0	0
	40～44歳	2,755	2,955	2	0	1	0	0	1	0
	45～49歳	3,148	3,314	9	2	3	0	0	3	1
	50～54歳	2,597	2,656	9	1	4	1	1	2	0
	55～59歳	1,565	1,783	16	3	9	0	3	0	1
	60～64歳	978	1,206	4	0	0	0	1	0	3
	65～69歳	910	1,138	5	0	4	1	0	0	0
	70～74歳	737	927	8	1	4	1	2	0	0
	75～79歳	381	450	0	0	0	0	0	0	0
	80歳以上	172	149	1	0	1	0	0	0	0
計	14,669	15,979	58	7	26	4	7	7	7	

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数9,849人を除く

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は14.7%（対象者は20～69歳の全人口）

⑤ 乳がん

対象者（人）	令和元年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	平成30年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率（%）
237,582	22,893	30,568	74	22.5

※受診率＝（令和元年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋平成30年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者）／対象者＊100

	R1年度受診者（人）	H30年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握	
視触診方式のみ	40～44歳	26	14	1	0	0	0	1	0	0
	45～49歳	11	4	1	0	0	0	1	0	0
	50～54歳	13	14	1	0	0	0	0	0	1
	55～59歳	13	21	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	7	13	0	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	22	50	1	0	0	0	0	1	0
	70～74歳	52	86	0	0	0	0	0	0	0
	75～79歳	79	118	1	1	0	0	0	0	0
	80歳以上	89	168	1	0	0	0	0	1	0
	計	312	488	6	1	0	0	2	2	1
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	4,179	4,226	393	80	5	6	272	2	28
	45～49歳	3,439	4,258	397	78	15	2	267	2	33
	50～54歳	2,896	3,764	318	81	9	6	190	6	26
	55～59歳	2,482	3,283	216	48	12	1	126	3	26
	60～64歳	2,087	3,041	221	71	12	3	104	3	28
	65～69歳	2,437	3,946	269	84	17	3	143	4	18
	70～74歳	2,700	3,974	263	81	17	6	127	9	23
	75～79歳	1,782	2,820	188	56	13	2	82	6	29
	80歳以上	891	1,256	95	27	4	0	48	3	13
	計	22,893	30,568	2,360	606	104	29	1,359	38	224
合計	23,205	31,056	2,366	607	104	29	1,361	40	225	

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は15.4%（対象者は40～69歳の全人口）

⑥ 前立腺がん

	R1年度 受診者(人)	H30年度 受診者(人)	要精密検査 (人)	精密検査 受診者(人)	がんであった者 (人)
50～54歳	1,482	1,237	16	5	0
55～59歳	1,385	1,408	46	22	3
60～64歳	1,980	2,084	100	45	6
65～69歳	4,181	4,478	311	155	28
70～74歳	5,927	6,211	533	244	46
75～79歳	4,939	5,682	581	255	40
80歳以上	834	929	99	48	8
計	20,728	22,029	1,686	774	131

※平成26年度から、対象者を50歳以上80歳以下で前年度未受診の方に変更

(6) がん検診要精密検査未受診者対策

[保健所・保健センター]

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握(返信なし)者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精密検査未受診者状況

(人)

検診	発送数	再 掲								
		受診	未受診理由(複数回答あり)							その他
			今後受診 予定	忘れてい た	受診の仕 方がわか らない	医師の説 明不十分	不 安	拒 否	その他	
総 数	2,788	1,271	195	79	9	14	6	107	117	59
胃がん	225	116	25	3	0	0	0	5	6	4
肺がん	751	366	37	19	7	6	1	21	30	18
大腸がん	1,531	612	116	47	2	8	3	77	71	33
子宮頸がん	69	45	3	3	0	0	1	0	3	1
子宮体がん	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0
乳がん	205	128	14	7	0	0	1	4	7	3

※平成30年9月発送分(平成30年4・5月受診者)から令和元年7月発送分(平成31年3月受診者)まで

(7) 成人歯科健康診査

[保健所・保健センター]

40歳から75歳の市民(4月1日生まれの75歳を除く)を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、歯科保健指導
(根拠法令等 : 健康増進法第19条の2)

①受診者及び指導区分別状況 (人)

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,577	786	630	161
50～59歳	1,273	637	514	122
60～69歳	1,359	731	473	155
70～75歳	1,147	669	372	106
合 計	5,356	2,823	1,989	544

②要精検者の内訳(複数)

③受診者及び指導区分別状況(健康増進法分) (人)

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1(4～5mm)	1,820
歯周ポケット2(6mmを超える)	544
未処置歯あり	1,039
要補綴歯あり	215
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	80
その他の所見あり	233

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	390	209	147	34
50歳	126	62	48	16
60歳	113	56	39	18
70歳	211	120	69	22
計	840	447	303	90

④要精検者の状況(平成30年度の精密検査結果)(健康増進法分) (人)

年 齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であつた者	歯周疾患以外であつた者		
40歳	221	45	38	47	42	49
50歳	81	13	16	18	13	21
60歳	75	11	16	12	13	23
70歳	151	26	46	35	13	31
計	528	95	116	112	81	124

(8) 口腔機能健康診査

[保健所・保健センター]

77歳以上、4月1日生まれの76歳、4月1日生まれを除く76歳及び4月1日生まれの75歳のうち後期高齢者医療被保険者ではない市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、口腔機能評価
(根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6))

①受診者及び指導区別状況

(人)

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常なし
1,217	750	246	221

②要精検・要治療者の内訳(複数) (人)

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	243
歯周疾患	623
義歯	121
口腔機能	130
その他	33

(9) 訪問歯科健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第9条 〉

訪問歯科健康診査実施状況

(人)

	受診者
総数	1

5 訪問指導

[保健センター]

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

(根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項・第 19 条の 2)

訪問指導実施状況

40 歳以上を対象にした訪問

	要指導者等		閉じこもり 予防		介護家族者		寝たきり者				認知症のもの		その他		合計				
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		延人員		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員			
							口腔衛 生指導	栄養 指導	口腔衛 生指導	栄養 指導									
総数	0	0	4	4	2	4	8	0	0	9	0	0	2	3	5	8	21	28	
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	桜 区	0	0	4	4	1	1	8	0	0	9	0	0	2	3	1	1	16	18
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	3	
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岩槻区	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	6

40 歳未満を対象とした訪問

	女性ヘルスチェック 事後指導者		身体障害		知的障害		その他		合計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南 区	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

(1) 栄養関係団体等育成支援

【保健所】

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	12	4
地域活動栄養士会	地域活動栄養士(未就業及び非常勤の栄養士)及び在宅栄養士人材登録者	—	0
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 39グループ、会員数 561人	3	3
合 計		15	7

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
令和元年7月12日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会【その1】 講義 「災害発生時! ~今、できることを考える~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	東京家政大学 家政学部 栄養学科 助教 原田 萌香 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある学校・社会福祉施 設・事業所等に従事す る施設管理者、栄養 士、調理師、保育士等	57名
令和元年8月8日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会【その2】 講義 「災害発生時! ~今、できることを考える~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある児童福祉施設・幼 稚園・認定こども園に 従事する施設管理者、 栄養士、調理師、保育 士等	90名
令和元年12月12日 さいたま市保健所	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「ここが知りたい! 嚥下調整食分類」 ~日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整 食分類 2013 コード2 からコード4 を中心に~ グループワーク・情報交換	東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科 教授 小城 明子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ その他(有料老人ホー ム)に従事する栄養士、 調理師、看護師、言語 聴覚士等	63名

令和2年1月30日 さいたま市保健所	第3回 給食施設従事者等研修会 講義 もう準備はお済みですか？ 「令和2年4月1日から栄養成分表示が完全義務化 されます！」 ～解説！ 栄養成分表示を作成するための5つの ステップ～	株式会社 食STORY 代表取締役 米倉 れい子 氏	さいたま市内の食品関 連事業者	42名
令和2年2月6日 さいたま市保健所	第4回 給食施設従事者等研修会・さいたま市保健所 管内給食研究会研修会 合同研修会 講義 「高齢者の口腔の知識と嚥下について」 ～美味しく安全に食べられる歯の状態と嚥下を 分かり易く解説します～ グループワーク	さいたま市歯科医師会 小宮山 和正 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設 等に従事する栄養士、 調理師、看護師、言語 聴覚士等	73名
令和元年8月15日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	12名
令和元年8月21日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	19名
令和2年2月14日 さいたま市保健所	嚥下調整食に関する情報交換会 内容 「各病院・施設で提供している食事の食形態について」 「食形態等の課題の共有と課題解決のための必要な 取組について」	さいたま市立病院 看護部 摂食・嚥下障害看護認 定看護師 診療部栄養科 管理栄養士 診療部リハビリテーション科 言語聴覚士	市内の病院、介護老人 保健施設及び老人福祉 施設の栄養士、看護師 等	19名
令和元年5月20日 大宮区保健センター	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドライン説明会 内容 「ガイドラインについての説明」 グループワーク	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市の市長部局 の栄養士	22名
令和2年2月10日 さいたま市保健所	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づく ブラッシュアップ研修会 座談会 「栄養士の活動の変遷について」 ～これまでの取組みを共有しましょう～ 講義 「行政栄養士の人材育成のあり方について」 ～行政栄養士に求められるコンピテンシーとは～ グループワーク	保健所 地域保健支援課 管理栄養士 国立保健医療科学院 生涯健康研究部 首席主任研究官 石川 みどり 氏	さいたま市の市長部局 の栄養士	17名
令和元年7月2日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「始めよう我が家の防災対策」	防災課 職員	さいたま市食生活改善 推進員協議会会員	115名
令和元年10月9日 岩槻区保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義・調理実習 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善 推進員協議会の10区リ ーダー	45名
令和2年1月9日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「アレルギーについて」 ～主に食物アレルギーの栄養管理～	女子栄養大学 栄養学部 教授 恩田 理恵 氏	さいたま市食生活改善 推進員協議会会員	107名
合 計				681名

(2) 食生活改善推進員養成講座**[保健センター]**

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、養成講座を実施している。(1コース 4日間)

- 【内容】 ①健康づくりについての総論
 ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
 ③食品衛生と食の安全についての講義
 ④食生活改善地域組織活動について

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

食生活改善推進員養成講座開催状況

開催回数	実人員	延人員	修了人員
4	41	100	21

(3) 食生活改善推進員育成支援**[保健センター]**

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容	
総 数		90	1,622	・講義 ・調理実習 ・運動	
内	西 区	9	202		
	北 区	8	173		
	大宮区	9	98		
	見沼区	9	160		
	中央区	18	237		
	桜 区	8	91		
	訳	浦和区	4		76
		南 区	7		186
		緑 区	10		167
	岩槻区	8	232		

(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）**[保健センター]**

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第19条・第21条 〉

会場		大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	合計
参加者数	保護者	9	13	6	10	12	50
	児	14	18	7	14	15	68

(5) 食育推進情報交換会**[保健センター]**

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

会場	西区	北区	桜区	浦和区	合計
参加者数	18	19	16	21	74

(6) 給食施設等指導**[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

施設の種別別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数 (平成31年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数
小学校	111	109	107	185	2	2	2
中学校	62	62	61	119	0	0	0
高校・幼稚園等	34	18	18	4	16	14	2
病院	40	25	26	31	15	14	4
介護老人保健施設	23	19	20	11	4	3	3
老人福祉施設	94	57	65	44	37	29	13
児童福祉施設	289	136	128	104	153	137	63
社会福祉施設	27	4	4	2	23	21	10
事業所	59	41	39	14	18	14	2
寄宿舎	3	0	0	0	3	2	0
矯正施設	2	1	1	0	1	1	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	1	1	1	0	0	0	0
その他	68	19	14	10	49	35	21
計	814	493	485	524	321	272	120

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の 給食施設	計
	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回300食以上 又は 1日750食以上		
栄養管理指導 延べ施設数	69	8	76	153

(7) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

[保健所]

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体
の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

- 【内容】
- ・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録（1日分）及び歩行数
 - ・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況
 - ・生活習慣調査：満20歳以上 生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等：健康増進法第10条 〉

国民健康・栄養調査実施状況 【調査時期 令和元年11月】

調査地区	調査実施 対象世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取状 況調査(人)	身体状況 調査(人)	血液検査 (人)	歩数計調査 (人)	身体状況調査会場
大宮区	21	8	21	3	1	18	櫛引町一丁目自治会館
見沼区	14	9	23	8	3	14	前原自治会館
浦和区	12	2	4	1	1	3	針ヶ谷公民館
合 計	47	19	48	12	5	35	

(8) 栄養関係相談・指導

[保健所]

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品（保健機能食品を含む）の栄養表示に関
する相談・指導業務を実施している。

相談件数	91 件
------	------

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第31条第1項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載して
いる広告媒体（チラシ・インターネット等）に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	4 件
---------	-----

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	13 件
------	------

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

(1) 歯科保健教室

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		8	148
内 訳	西区	1	14
	北区	3	57
	大宮区	3	59
	見沼区	0	0
	中央区	0	0
	桜区	0	0
	浦和区	0	0
	南区	1	18
	緑区	0	0
	岩槻区	0	0

(2) 歯科相談

[保健所]

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0人	0人	10人	10人

(3) 訪問口腔衛生指導

[保健所]

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0人	0人

8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和2年5月末現在)

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総数	1,270	84	6.6%
西区	110	4	3.6%
北区	138	11	8.0%
大宮区	134	6	4.5%
見沼区	183	10	5.5%
中央区	87	10	11.5%
桜区	82	8	9.8%
浦和区	121	7	5.8%
南区	187	8	4.3%
緑区	119	8	6.7%
岩槻区	109	12	11.0%

9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこの様な健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和元年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報6回、警報0回であった。また、健康被害の報告は0件だった。

(2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成17年7月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和元年度は7件の相談を受けた。

また、平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和元年度は3件の申請を受け付けた。

(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(環境省の委託事業)

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安をやわらげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てて頂くために、平成29年度より環境省の委託を受け実施した。内容は、問診、実施医療機関でのCT撮影、保健指導で、令和元年度は130名定員のところ88名の申込みを受けた。

第5章 難病及び原爆被害者対策

さいたま市では難病対策事業として、保健所において医療費の公費負担事業、難病相談及び患者・家族の活動支援等を実施している。

1 難病等医療費公費負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 27 年1月1日施行)では、いわゆる「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

保健所では、同法に基づく指定難病に対する医療給付のほか、埼玉県が難病対策事業として実施している「特定疾患」「県単独指定難病」「先天性血液凝固因子欠乏症」の医療給付制度の經由事務及び、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業を実施している。

なお、申請は、保健センターでも受付けている。

〈 根拠法令等 : 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病対策要綱、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業実施要綱 〉

(1) 指定難病医療給付事業

指定難病医療給付事業は、国が指定する 333 疾病が対象となっている。

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

受給者数	7,611 人
------	---------

(2) 特定疾患等医療給付制度 (埼玉県への經由事務)

特定疾患等医療給付制度は、特定疾患 4 疾患(スモン等)と、県単独指定難病 4 疾患(橋本病等)が対象となっている。(令和 2 年 3 月 31 日現在)

受給者数	20 人
------	------

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への經由事務)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度は、血友病 A 等が対象となっている。

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

受給者数	46 人
------	------

(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定事業として実施している。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 〉

小児慢性特定疾病医療給付受給者状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

		受給者数
総 数		1,159
疾患群別内訳	悪性新生物	179
	慢性腎疾患	54
	慢性呼吸器疾患	55
	慢性心疾患	247
	内分泌疾患	219
	膠原病	43
	糖尿病	66
	先天性代謝異常	22
	血液疾患	23
	免疫疾患	12
	神経・筋疾患	88
	慢性消化器疾患	104
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	27
	皮膚疾患	4
骨系統疾患	12	
脈管系疾患	4	

2 難病患者等支援

(1) 保健相談指導

神経筋疾患の患者を中心に精神面を含むさまざまな支援が必要な患者に対し、保健師等が個別の相談指導を行っている。

保健相談指導実施状況

実施方法	内訳		延人員
訪問	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	20	48
	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	20	
	その他	8	
電話	指定難病	3,931	5,435
	小児慢性特定疾病等	1,504	
面接	指定難病	11	11
	小児慢性特定疾病等	0	

(2) 患者会支援

パーキンソン病患者と家族の会について支援を行っている。

(3) 医療講演会・交流会

難病患者や長期に療養を必要とする子どもとその保護者を対象に、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため、医療講演会と家族同士の交流会を開催した。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 、難病特別対策推進事業実施要綱 〉

講演会・交流会支援状況

実施日	内容	参加者数
令和元年5月23日	「命の入り口を考える」～安全に食べるために、口の動きをチェックしよう!	15
6月8日	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症医療講演会・交流会	37
7月19日	慢性疾患児の交流会	17
9月7日	慢性疾患児の学校生活	7
10月5日	生活に役立つ体の動かし方を学ぼう	12
11月26日	慢性疾患児の交流会	12
令和2年1月23日	全身性強皮症・皮膚筋炎 ／多発性筋炎 医療講演会	90

(4) 医療従事者研修

訪問看護師等の資質向上を図るため、研修会を開催した。

〈 根拠法令等 : 難病特別対策推進事業実施要綱 〉

研修実施状況

実施日	内容	回数	参加者数
令和元年12月16日	パーキンソン病患者の療養生活を考える	1	49

3 原爆被害者対策（埼玉県への経由事務）

保健所では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳の交付や変更に関する申請及び健康管理手当などの各種給付の申請を受付けている。

申請受付状況

区 分	申請件数
被爆者健康手帳 (二世手帳交付、変更届等)	35
各種手当申請 (健康管理・一般疾病医療費等)	186

第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、区役所支援課、こころの健康センターなどの関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、区役所支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センター(精神保健福祉センター)では、保健所、保健センター、区役所支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

1 精神保健相談

【保健所・保健センター】

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

(1) 電話相談

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害	
総 数	1531	47	564	108	125	120	10	2	3	65	722	11	5	5972	7143	286	86	6	4	1	
保 健 所	1186	36	407	53	105	109	9	2	2	50	327	3	5	3344	4009	275	40	6	4	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	19	2	17	0	0	4	0	0	0	9	0	0	341	354	0	1	0	0	0	
	北 区	45	1	31	9	2	1	0	0	2	31	0	0	110	155	1	31	0	0	0	
	大宮区	36	2	14	0	0	0	0	1	2	45	0	0	133	181	0	0	0	0	0	
	見沼区	43	2	4	0	10	1	0	0	3	34	5	0	133	186	2	0	0	0	0	
	中央区	23	0	7	3	0	0	0	0	0	38	0	0	918	959	0	2	0	0	0	
	桜 区	18	2	16	3	1	0	1	0	0	5	35	0	0	65	110	1	2	0	0	1
	浦和区	67	0	33	0	0	4	0	0	0	1	105	2	0	183	295	2	6	0	0	0
	南 区	31	1	13	3	0	0	0	0	0	1	11	1	0	169	185	1	0	0	0	0
	緑 区	43	1	18	17	6	0	0	0	0	0	44	0	0	123	190	3	0	0	0	0
岩槻区	20	0	4	20	1	1	0	0	0	1	43	0	0	453	519	1	4	0	0	0	

(2) 来所面接

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害	
総 数	554	8	190	27	53	13	3	0	1	12	147	6	6	781	1049	35	12	3	1	0	
保 健 所	371	5	101	14	41	5	2	0	0	5	63	0	3	489	622	18	2	2	0	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	15	1	9	0	1	3	1	0	0	2	1	0	21	30	0	2	0	0	0	
	北 区	41	1	24	4	6	1	0	0	2	26	0	1	42	82	6	5	0	0	0	
	大宮区	19	0	9	0	1	1	0	0	1	9	0	0	47	59	0	0	0	0	0	
	見沼区	19	0	2	0	2	1	0	0	1	11	0	2	30	47	3	0	0	1	0	
	中央区	9	0	4	2	0	0	0	0	0	5	0	0	12	19	1	2	1	0	0	
	桜 区	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	
	浦和区	19	1	10	0	0	1	0	0	0	13	0	0	29	43	1	0	0	0	0	
	南 区	17	0	12	1	0	1	0	0	1	1	3	4	0	42	53	2	0	0	0	
	緑 区	17	0	11	2	2	0	0	0	0	0	6	1	0	15	26	1	0	0	0	
岩槻区	24	0	5	4	0	0	0	0	0	0	10	0	0	51	65	3	1	0	0		

(3) 家庭訪問

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲				
																		自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	1049	19	254	31	119	99	9	2	3	11	271	9	1	2151	2706	120	29	8	1	0		
保 健 所	919	10	222	29	119	93	9	2	2	11	186	0	1	1860	2312	119	26	8	1	0		
保健センター	西 区	11	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	26	32	0	0	0	0	0		
	北 区	11	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	19	22	0	1	0	0	0		
	大宮区	12	0	1	0	0	0	0	0	0	5	8	0	31	44	0	0	0	0	0		
	見沼区	4	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	11	15	0	1	0	0	0		
	中央区	13	0	3	0	0	0	0	0	0	30	0	0	35	65	0	1	0	0	0		
	桜 区	7	1	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	22	24	0	0	0	0	0		
	浦和区	26	5	7	0	0	0	0	0	0	11	0	0	23	34	0	0	0	0	0		
	南 区	12	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	50	52	0	0	0	0	0		
	緑 区	16	0	3	0	0	0	0	0	0	18	0	0	45	63	0	0	0	0	0		
岩槻区	18	0	5	2	0	0	0	0	0	12	0	0	29	43	1	0	0	0	0			

(4) 関係機関との相談

	実人員	延 人 員														計の再掲				
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲				
																自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	918	124	114	118	20	12	0	61	295	27	9	3005	3777	30	84	6	0	1		
保 健 所	745	107	112	111	20	12	0	51	210	13	9	2609	3254	18	46	6	0	0		
保健センター	西 区	12	0	4	0	0	0	0	3	0	0	28	35	0	0	0	0	0		
	北 区	33	7	1	0	0	0	7	2	0	0	116	133	1	33	0	0	0		
	大宮区	18	0	0	0	0	0	0	3	3	0	65	71	0	0	0	0	0		
	見沼区	34	0	2	0	0	0	0	3	0	0	51	56	1	0	0	0	0		
	中央区	6	0	0	0	0	0	0	30	0	0	14	44	4	0	0	0	0		
	桜 区	3	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	5	2	0	0	0	1		
	浦和区	29	0	1	0	0	0	0	23	0	0	73	89	1	2	0	0	0		
	南 区	12	0	0	0	0	0	3	10	11	0	27	51	0	0	0	0	0		
	緑 区	11	2	1	0	0	0	0	5	0	0	11	19	0	0	0	0	0		
岩槻区	15	7	0	0	0	0	0	3	0	0	10	20	3	3	0	0	0			

(5) 電子メールによる相談(市民対象)

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげています。

(件)

保健所	保健センター	合計
55	141	196

(6) 精神科救急情報センター

平成15年11月1日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第23条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総数（さいたま市以外を含む）	9683	1406
さいたま市域分（再掲）	1505	300

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を246件受理した（再掲）。

(7) 受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第22条から第26条の3までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等：精神保健福祉法第22条・第23条・第24条・第25条・第26条・第26条の2、3・第47条 〉

※報告数につきましては、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

ア 受診援助数、所要時間及び援助結果

(延数)

支援内容	件数	平均所要時間	援助結果
総数	492		
同行受診	27	102	医療保護入院:6 任意入院:1 外来受診:20
申請・通報処理	415	301	措置入院:132 措置不要:49 (医療保護入院:23 任意入院:1 応急入院:1 帰宅:23 その他:1) 診察不要:217 ----- 緊急措置入院:14 (その後の本鑑定 措置入院:9 医療保護入院:2 帰宅:3) 緊急措置入院不要:2 (医療保護入院:0 応急入院:0 帰宅:2)
受診調整	33	308	医療保護入院:33
処遇相談 訪問調査	3	230	医療保護入院:0 身体科受診のみ:0 助言のみ:2 逮捕:1
受診勧奨	14	90	

イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受 理 数	結 果			
		要措置	措置不要	診察不要	
総 数	415				
① 一般人申請(法第22条)	1	0	0	0	
② 警察官通報(法第23条)	328	措置診察	115	44	152
		緊急措置診察	16	別表参照	
③ 検察官通報(法第24条)	26	17	4	6	
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0	
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	59	0	0	59	
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	1	0	1	0	
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0	

別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要 なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	16	2	9	2	3

ウ 援助事例の疾病分類(国際疾病分類)

(実件数)

国際疾病分類(ICD-10)	総 数	※相 談	申請・通報
		445	30
器質性精神障害	14	0	14
精神作用物質使用による精神障害	32	1	31
統合失調症	181	22	159
感情障害	57	3	54
神経症性障害	23	0	23
生理的要因・身体に関連した行動症候群	11	0	11
成人の人格および行動の障害	13	1	12
知的障害	22	2	20
心理的発達障害	51	1	50
小児期・青年期の障害	0	0	0
てんかん	2	0	2
不明・その他	39	0	39

※警察の依頼による受診援助(3件)と保健所での相談から受診援助(27件)に至ったケース。

(8) 事例検討会

ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

定 例 事 例 検 討 会 実 施 状 況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
4	62	7

イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

事 例 検 討 会 実 施 状 況

		開催回数
総数		4
内 訳	西区	0
	北区	0
	大宮区	0
	見沼区	1
	中央区	1
	桜区	0
	浦和区	2
	南区	0
	緑区	0
	岩槻区	0

(9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

2 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。

家族教室実施状況

開催日	会場	内容	参加者数
7月23日 7月24日	保健所 研修室	講義（「統合失調症とは？治療について」 「家族の接し方について」 「社会復帰への道と利用できる制度について」）	110名
10月30日 10月31日		講義（「統合失調症とは？治療について」 「サービス・制度を利用しながらの生活とは？」）	100名

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条・第47条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

3 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

4 普及・啓発活動

(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。平成31年度は以下の内容についての講演会を開催し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

開催日	会場	内容	参加者数
12月12日	大宮ソニック シティ	テーマ:『精神疾患を抱える親をもつ子どもの立場から伝えたいこと』 講師:加藤 枝里 氏 (ひとりやないで! ~統合失調症の親を持つ子どもの会~ 代表)	50名
2月5日	浦和コミュニ ティセンター	テーマ:『「暮らす」を支える~精神科医の実践から~』 講師:七条 敏明 氏 (メンタルクリニック美波 院長)	83名

(2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	依頼元	実施場所	参加人数
5月28日	見沼区福祉課研修会	見沼区役所	9
5月31日	精神保健福祉基礎研修	こころの健康センター	58
11月8日	情報交換会(大宮区)	大宮区役所	4
11月18日	情報交換会(南区)	南区役所	1
11月21日	情報交換会(桜区)	桜区役所	23
11月26日	大学での講演(埼玉県立大学)	埼玉県立大学	11
11月28日	情報交換会(中央区)	中央区役所	16
2月20日	居宅介護支援事業所向け勉強会	西区役所	25
2月26日	情報交換会(南区)	南区役所	11

5 市長同意

[保健センター]

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第33条第3項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第33条第3項、昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知 〉

「市長同意」の状況

(件)

		同意数
総数		52
内訳	西区	4
	北区	6
	大宮区	1
	見沼区	11
	中央区	5
	桜区	1
	浦和区	4
	南区	13
	緑区	1
	岩槻区	6

※精神保健福祉法改正により、平成26年度から「その年度に入院に同意した数」へ変更している。

第7章 感染症・結核対策

保健所における通常業務としては、定期の予防接種、40歳以上を対象とした結核の定期健康診断などの予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止策としての消毒並びに健康診断等の実施や結核、エイズ・性感染症等の対策を実施している。

1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1) 定期予防接種（A類疾病）

種 類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌				
	生後2か月～5歳未満		接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	生後2か月～5歳未満				
対 象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間		接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間	
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までに27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までに27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までに27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種		1回接種
実施時期	通 年			通 年				
医療機関数	232			231				
接種者数	40,591			41,870				

種 類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	BCG
対 象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	213	244	244	223	318	318	210
接種者数	31,106	42,252	0	20	0	8,647	10,553

種 類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対 象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	268	268	268	289	289	289	255
接種者数	10,678	0	0	11,287	0	0	20,779

種 類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎 ¹⁾ 【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV） ²⁾
対 象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく ・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく
実施時期	通 年	通 年	通 年
医療機関数	283	308	278
接種者数	35,457	13,500	269

1) 「日本脳炎第2期」は、令和元年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。

2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）」は、厚生労働省の通知により、平成25年6月14日以降、積極的な接種勧奨を差し控えている。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ 1)	成人用肺炎球菌
対 象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの	①令和元年度に 65 歳、70 歳、75 歳、 80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳 以上になる者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1 回	1 回
実 施 時 期	令和元年 10 月 20 日 ～令和 2 年 1 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日
医 療 機 関 数	555	477
個 人 負 担 金	1,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)	4,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	133,018 人	8,587 人

2 感染症対策

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、危機管理的な考え方による感染症の類型化、医療体制の再整備がなされ、患者等の人権に十分に配慮がなされている。

(1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症及び五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に最寄りの保健所に届け出ることになっている。また、令和2年2月1日付けで新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、直ちに届け出ることになっている。

感染症発生届出件数 (件)

総数	二類		三類		四類							五類											指定 症 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染				
	結核	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	デング熱	ジカウイルス感染症	マラリア	レプトスピラ症	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌科細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	ブドウ球菌	感染性溶血性レンサ球菌	劇症型(後天性免疫不全症候群を含む)	HIV感染症	侵襲性インフルエンザ菌	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)		梅毒	症播種性クリプトコックス	破傷風	百日咳
571	177	2	26	4	2	1	2	1	12	8	1	10	3	32	5	12	13	7	39	4	73	2	1	106	17	3	8

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染個所の消毒の命令及び接触者等に対して健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、旅行同行者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

健康診断(細菌検査)実施状況 (件)

総数	細菌性赤痢	O26	O91	O103	O111	O121	O157	○型不明
142	40	31	3	2	4	13	44	5

(2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、一類・二類感染症患者について、第20条第1項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項等を審議及び第37条における入院患者の医療費の公費負担についての診査を行っている。

また、適正医療を受けるための医療費公費負担申請に基づく診査も行っている。

(「結核医療費公費負担」77ページ参照)

(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設から報告があり、調査、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めた。

3 結核予防

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、接触者の感染防止、発病予防、結核医療の推進などを実施している。

(1) 結核検診（定期）

40 歳以上の市民を対象に、結核患者を自覚症状のないうちに発見し、患者の治癒効果を高めるとともに、伝染性疾患である結核を地域に伝播させないことを目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

(2) 結核患者登録事務

「感染症法」第 53 条の 12 の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 27 条の 7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（令和元年 12 月 31 日現在）（人）

総 数	活動性結核				不 活 動 性 結 核 ・ 活 動 性 不 明 結 核	潜 在 性 結 核 感 染 症
	陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 菌 陽 性 登 録 時 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性		
526	35	30	16	27	313	105

新登録患者数（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）（人）

区分 年齢	総 数	活動性結核				そ の 他
		陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 菌 陽 性 登 録 時 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性	
総数	143	47	46	16	34	65
0～4歳	1	0	0	0	1	1
5～9歳	0	0	0	0	0	1
10～14歳	0	0	0	0	0	0
15～19歳	3	0	2	0	1	1
20～29歳	15	3	6	3	3	14
30～39歳	12	5	2	3	2	10
40～49歳	9	3	2	1	3	12
50～59歳	18	4	5	4	5	7
60～69歳	13	6	4	0	3	6
70歳以上	72	26	25	5	16	13

(3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、第 37 条における入院患者の医療費の公費負担、第 37 条の 2 における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	428	117	29	98	141	38	5	
37条の2	申請	305	104	22	61	88	25	5
	合格	301	103	22	60	86	25	5
	承認	301	103	22	60	86	25	5
37条	申請	123	13	7	37	53	13	0
	承認	123	13	7	37	53	13	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第 1～4 水曜日(原則)	49 回

(4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染・発症防止を目的に、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
7,465	823	261	6,381

(5) 結核患者及び接触者健診

ア 管理検診

治療終了後もなお経過観察を要する者を対象に、再発防止のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理検診実施状況 (延数)

受診者数			検診結果		
総数	保健所実施	医療機関実施	要医療者数	要観察者数	異常なし
110	53	2	1	0	54

イ 接触者健診

周囲への感染・発症防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接 触 者 健 診 実 施 状 況 (延数)

	受診者	再掲				健 診 結 果			
		胸部X線 撮 影	血液 検 査	ツベルクリ ン反応検査	喀痰 検 査	異常なし	結核患者 発見	潜在性結 核感染症	経過観察
総 数	1,736	1,517	1,340	119	0	1,708	4	19	5
保健所実施	1,214	1,062	921	119	0	1,188	4	18	4
委託医療機関実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他医療機関実施	522	509	419	0	0	520	0	1	1

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

潜在患者を発見するため、感染症法第 53 条の 2 に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第 53 条の 7 により保健所で実施者数等の報告を受理している。

(7) 直接服薬確認療法（DOTS）の推進

感染症法第 53 条の 14 に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者及びその他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施している。

4 エイズ予防

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エイズのまん延防止及び患者感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成 18 年 2 月 1 日厚生労働省より、エイズ対策を講じるにあたり、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んだ。

(1) エイズ予防普及啓発活動

ア 普及啓発用ポスター

サッカーJ1 チーム「浦和レッドダイヤモンズ」と「大宮アルディージャ」の協力を得て、普及啓発用ポスターを作成し、市の施設を中心に、各鉄道会社等にも協力を依頼し掲示をした。

イ 各大学学園祭

浦和大学、人間総合科学大学、目白大学、埼玉大学の協力を得て、市内の各大学の学園祭において、コンドームやポケットティッシュ等の配布を通じて普及啓発活動を行った。

ウ 世界エイズデー

株式会社さいたまアリーナの協力を得て、令和元年 11 月 23 日から 12 月 25 日まで、さいたまスーパーアリーナで行われたクリスマスマーケットにおいて、普及啓発グッズを設置した。

エ さいたま市成人式

令和2年1月13日に成人式会場である、さいたまスーパーアリーナで、普及啓発グッズの配布を実施した。



各大学の学園祭



クリスマスマーケット



浦和レッズポスター



大宮アルディージャポスター

(2) エイズ相談

相談は、保健所において原則月 2 回の検査日や来所時に随時面接及び電話で行い、エイズに関する様々な悩みに対応している。

エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
1,978	289	1,689

※日曜・臨時相談数含む

(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

検査は、希望者(予約)に対し、毎月第1、第3火曜日(原則)の昼間及び夜間に保健所で実施している。また、毎月第2日曜日(原則)に日曜即日検査を実施している。

H I V 抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼間					夜間				日曜
	HIV検査	梅毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即日
検査件数	451	440	227	441	442	220	220	221	218	960

(4) 休日HIV(エイズ)・性感染症検査

HIV検査普及週間(6月1日から7日)、世界エイズデー(12月1日)に合わせ、5月26日(日)と11月24日(日)に「HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査」を実施した。

また、各区区民課窓口、エイズ対策推進協議会委員の大学、公共施設での啓発用グッズの配布や各区役所のプラズマテレビ等への内容掲示など広く検査等の周知を行った。

HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査実施状況

	HIV検査普及週間			世界エイズデー		
	HIV	梅毒	クラミジア	HIV	梅毒	クラミジア
検査件数	18	18	18	30	30	31

(5) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるエイズ感染の拡大防止を図り、偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を開催した。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①HIV感染の予防法の普及や偏見差別をなくす②検査の普及啓発③気軽に受けやすい検査体制④患者支援について等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

5 風しん対策

- (1) 妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対 象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実 施 時 期	平成31年4月27日～令和2年3月14日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	409箇所
実 施 人 員	1,767人

- (2) 風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和4年3月31日までの3年間。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない「陰性」の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。(風しんの追加的対策)

	件数
抗体検査	19,798件
予防接種	3,793件

6 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		697
内 訳	インターフェロン治療新規	2
	インターフェロン治療新規 2 回目	0
	インターフェロンフリー治療	141
	インターフェロンフリー・再治療	4
	核酸アナログ製剤治療	35
核酸アナログ製剤治療更新		515

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		1
内 訳	新規	1
	更新	0

8 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

実施日	内 容	実施場所	参加人数
平成 31 年 4 月 26 日	N95 マスク装着実習（対象：県内大学生）	さいたま市保健所	36
令和 元 年 8 月 5 日	結核研修会 （対象：さいたま市立病院新規採用看護師）	さいたま市立病院	45

第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。

保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

1 営業許可

食品衛生法で定められた34業種及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）で定められた6業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法第52条、食品衛生に関する条例第2条・第3条 〉

食品衛生法による許可を要する施設数

業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,970	279	223	108	食肉販売業	1,027	84	97	85
	仕出し・弁当屋	238	15	26	19	食肉製品製造業	5	0	0	0
	旅館	40	1	3	4	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	その他	7,426	566	651	634	食用油脂製造業	2	0	0	0
菓子(パンを含む)製造業		1,098	76	81	61	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	4	0	1	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	ソース類製造業	5	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	0	0
魚介類販売業		1,022	81	102	81	豆腐製造業	38	0	5	3
魚介類せり売業		2	0	0	0	納豆製造業	1	0	0	1
魚肉ねり製品製造業		5	0	0	1	めん類製造業	30	2	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業		47	1	6	3	そうざい製造業	47	2	5	6
缶詰・瓶詰食品製造業		2	0	0	0	添加物製造業	4	0	1	0
喫茶店営業		1,214	83	143	154	清涼飲料水製造業	7	0	0	0
あん類製造業		2	0	1	0	食品の放射線照射業	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		4	0	0	0	氷雪製造業	0	0	0	0
乳類販売業		1,969	124	203	161	氷雪販売業	5	0	0	0
食肉処理業		36	0	7	2	計	16,256	1,314	1,557	1,325

食品衛生に関する条例による許可を要する施設数

業種	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃業
菓子種製造業	3	0	1	0
こんにゃく類製造業	5	0	1	0
つけ物製造業	36	1	4	2
魚介類加工業	26	1	0	1
食料品販売業	3,013	178	286	377
行 商	魚介類	2	0	0
	食料品	107	14	1
	豆腐	8	0	2
	小計	117	14	3
計	3,200	194	295	402

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っている。

また、生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	
飲食店	一般食堂・レストラン	1,970	314	食肉販売業	1,027	1,130
	仕出し・弁当屋	238	226	食肉製品製造業	5	7
	旅館	40	16	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	7,426	1,919	食用油脂製造業	2	1
菓子(パンを含む)製造業	1,098	342	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	
乳処理業	0	0	みそ製造業	4	1	
特別牛乳搾取処理業	0	0	醤油製造業	0	0	
乳製品製造業	1	0	ソース類製造業	5	4	
集乳業	0	0	酒類製造業	5	2	
魚介類販売業	1,022	3,390	豆腐製造業	38	14	
魚介類せり売業	2	136	納豆製造業	1	1	
魚肉ねり製品製造業	5	2	めん類製造業	30	44	
食品の冷凍又は冷蔵業	47	213	そうざい製造業	47	142	
缶詰・瓶詰食品製造業	2	1	添加物製造業	4	3	
喫茶店営業	1,214	144	清涼飲料水製造業	7	3	
あん類製造業	2	3	食品の放射線照射業	0	0	
アイスクリーム類製造業	4	4	氷雪製造業	0	0	
乳類販売業	1,969	765	氷雪販売業	5	108	
食肉処理業	36	185	計	16,256	9,120	

食品衛生に関する条例による許可を要する施設の監視件数

業種	施設数 (年度末現在)	監視件数	
菓子種製造業	3	3	
こんにやく類製造業	5	2	
つけ物製造業	36	67	
魚介類加工業	26	63	
食料品販売業	3,013	4,894	
行 商	魚介類	2	0
	食料品	107	0
	豆腐	8	0
	小計	117	0
計	3,200	5,029	

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害発生の防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の取去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

検査項目	国内産		輸入品			
	検体数	項目数	検体数	項目数		
微生物	391	837	22	47		
理化学	414	27,337	90	10,652		
残留農薬	106	22,714	49	9,754		
	県内産農産物(※再掲)	50	11,093			
	食品添加物	129	2,990	31	684	
		指定外添加物(※再掲)	90	1,212	19	290
		防かび剤(※再掲)※1	0	0	10	64
	動物用医薬品	28	1374	4	206	
	汚染物質(放射能)	50	100	0	0	
	汚染物質(その他※2)	38	64	3	5	
	アレルギー物質	30	47	0	0	
	遺伝子組換え食品	0	0	0	0	
	自然毒	12	12	1	1	
	その他※3	26	36	2	2	
合計	805	28,174	112	10,699		

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化物価、ホウ酸、過マンガン酸カリウム消費量、水分活性

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法 〉

違反食品等発見処理件数

		発見区分			合計	
		監視等発見	収去時発見	通報・届出		
違反理由	法違反（疑含む）	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)	0	0	3	3
		第10条(添加物等の販売等の制限)	0	0	0	0
		第11条(食品等の規格及び基準)	0	1	10	11
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)	0	0	0	0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)	0	0	0	0
		第19条第2項(表示の基準)	0	0	0	0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)	0	0	0	0
		第52条第1項(営業の許可)	3	0	23	26
		その他	0	2	0	2
		(小計)	3	3	36	42
	その他	条例	0	0	5	5
		衛生規範等	0	7	0	7
		その他	0	0	0	0
		(小計)	0	7	5	12
処理内容	行政処分	営業許可の取消し	0	0	0	0
		営業の禁止・停止	0	0	3	3
		食品等の廃棄	0	0	0	0
		食品等の返品	0	0	0	0
		食品等の回収	0	0	0	0
		食品等の移動停止	0	0	0	0
		(小計)	0	0	3	3
	始末書等	報告書	0	7	2	9
		始末書	3	0	28	31
		口頭説諭	0	0	8	8
		(小計)	3	7	38	48
	その他	調査指導依頼	0	3	0	3
		現地調査指導等	2	7	4	13
		(小計)	2	10	4	16

苦情食品（施設）受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	51	45	45	34	47	29	34	25	31	32	33	43	449	
内容	有症	24	18	19	13	10	7	12	4	11	9	10	13	150
	異物混入	7	12	11	8	13	4	6	7	7	8	7	6	96
	腐敗変敗	2	0	1	3	2	6	0	1	1	1	3	0	20
	表示	3	5	6	3	4	3	1	5	4	5	1	7	47
	許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	15	10	8	7	18	9	15	8	8	9	11	17	135	

5 食中毒統計

食中毒発生件数は6件で、患者数は22人であった。

〈 根拠法令等：食品衛生法第58条 〉

食中毒発生状況

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
令和元年5月	14	12	サイコロステーキ丼(推定)	腸管出血性大腸菌 O103	飲食店
令和元年7月	6	5	不明	カンピロバクター・ ジェジュニ/コリ	飲食店
令和元年9月	1	1	ブリの刺身	アニサキス	家庭
令和元年10月	2	2	しめさば	アニサキス	飲食店
令和2年2月	3	1	しめさば	アニサキス	家庭
令和2年3月	2	1	刺身	アニサキス	魚介類 販売店

6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等：食品安全基本法第9条、食品衛生法第64条、第65条 〉

(1) 一日食品衛生監視員

市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施している。

日時	令和元年8月1日(木) 午後1時~4時30分
場所	株式会社ロツテ 浦和工場
参加者数	20人
内容	監視体験および意見交換

(2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対象者	実施回数	参加人員
食品関係業者	33	1,877
給食従事者	4	231
福祉関係従事者	3	175
市民モニター	2	25
教育関係者	0	0
市民	7	198
合計	49	2,506

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 旅館業法第3条、第7条・施行規則第4条 興行場法第2条、第5条・施行細則第5条 公衆浴場法第2条、第6条・施行規則第4条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	許 可	廃 止	監視指導	
旅館業	総 数	97	5	2	11	
	旅館・ホテル	92	5	2	11	
	簡易宿所	5	0	0	0	
興行場	総 数	30	1	1	1	
	映画館	5	0	0	1	
	スポーツ	7	0	0	0	
	その他	18	1	1	0	
公衆浴場	総 数	106	2	1	29	
	公 営	一 般	0	0	0	0
		そ の 他	14	0	0	2
	私 営	一 般	11	0	0	0
		そ の 他	81	2	1	27

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 理容師法第11条、第13条 美容師法第11条、第12条、第14条 クリーニング業法第5条、第10条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	確 認	廃 止	監視指導
理 容 所		794	24	27	23
美 容 所		1,953	132	75	40
クリーニング所		798	16	40	11
一 般		229	1	13	3
うち特定		13	0	0	0
取 次		569	15	27	8

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成17年4月1日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 : 墓地、埋葬等に関する法律第10条、第11条 〉

墓地等の許可件数

	施設数 (年度末現在)	新規許可	変更許可	廃止許可
墓地	1,213	0	4	0
火葬場	2	0	0	0
納骨堂	20	0	0	0

※()内は、「墓地、埋葬等に関する法律」第11条に基づく届出の再掲

4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積3,000㎡以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条、第11条、第12条の2、第12条の4、第12条の5 〉

特定建築物施設数及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
特定建築物	344	9	2	16

登録事業数及び監視指導件数

	登録事業数 (年度末現在)	登録	廃止	期限満了	監視指導
総数	211	16	3	16	16
建築物清掃業	32	8	2	5	8
建築物空気環境測定業	10	0	1	0	0
建築物空気調用ダクト清掃業	1	0	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	9	0	0	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	78	2	0	2	2
建築物排水管清掃業	16	0	0	0	0
建築物ねずみ昆虫等防除業	29	2	0	5	2
建築物環境衛生総合管理業	36	4	0	4	4

5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
96	43	6	1	46

6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数	1	
現場検査件数	1	
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	1	1
トルエン	1	0

7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 水道法第33条、第39条・自家用水道条例第4条、第9条 〉

水道施設に対する確認及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	確認	廃止	監視指導
専用水道	78	3	0	18
簡易専用水道				12
自家用水道	4	0	0	0

8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市プール維持管理要綱第4条、第6条 〉

プールの監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
遊泳用プール	50	9(9)	0	24

※()内は季節(夏季)プールの再掲

第 10 章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業(届出)及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 24 条、第 26 条、第 34 条、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 3、第 40 条、第 40 条の 5、第 40 条の 7、第 69 条 〉

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく 許可・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
薬局	561	50	35	24	141
薬局医薬品製造販売業	17	0	1	1	7
薬局医薬品製造業	17	0	1	1	7
医薬品／店舗販売業	237	16	10	13	80
医薬品／卸売販売業	163	13	12	17	38
高度管理医療機器等販売業貸与業	407	23	20	19	151
高度管理医療機器等販売業	353	30	24	23	
高度管理医療機器等貸与業	4	0	0	0	
管理医療機器販売業貸与業	144	12		11	267
管理医療機器販売業	1,216	62		38	
管理医療機器貸与業	1	0		0	
再生医療等製品販売業	10	1	1	0	4

2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 ： 毒物及び劇物取締法第4条、第6条の2、第10条、第17条、第22条 〉

毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
毒物劇物一般販売業	350	23	17	25	65
毒物劇物農業用品目販売業	25	1	0	3	7
毒物劇物特定品目販売業	14	0	0	0	2
毒物劇物業務上取扱者(届出)	9	1		0	12
特定毒物研究者	22	2		2	0

3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 温泉法第15条、第35条 〉

温泉法に基づく利用許可・監視指導施設数

施設数 (年度末現在)	許可数	新規		廃止		監視件数
		施設数	許可数	施設数	許可数	
12	51	1	3	0	0	0

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量、溶出量又は発散量について基準を満たしていることを確認することを目的として家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 ： 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第5条、第7条 〉

家庭用品試買検査実施状況

項目	ホルムアルデヒド		デイルドリン	アゾ化合物	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ（a、h）アントラセン	ベンゾ（a）アントラセン	ベンゾ（a）ピレン	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
	生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの																
試験検査件数	44	12	50	2	40	40	40	0	7	7	7	7	0	1	1	1	0	259
基準違反件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	繊維製品 〔60検体〕	44	10	50	2	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196
	化学製品 〔20検体〕	0	2	0	0	10	10	0	7	7	7	7	0	1	1	1	0	63

5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気が高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生している。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 55 条第 2 項、第 69 条 〉

健康食品試買検査実施状況

		検体数	検査項目	不適件数
検査対象	痩身用	10	フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、フェノールフタレイン、グリベンクラミド、オリスタット、ピサコジル、フルオキシセチン	0
	強壯用	10	シルденаフィル、タダラフィル、バルденаフィル、ホンденаフィル、ヨヒンビン、ホモチオデナフィル、ヒドロキシホモシルденаフィル	0

6 薬物乱用防止啓発事業

薬物の乱用は、覚醒剤、大麻、MDMA(合成麻薬)や危険ドラッグなど乱用薬物の多様化が進んでおり、とりわけ青少年の間で薬物に対する警戒感や抵抗感が薄れるなど、社会問題となっている。このため、広く薬物乱用防止の啓発を図るため、薬物乱用防止啓発CMを作成し、市内映画館において告知CMとして上映している。また、県及び県が委嘱している薬物乱用防止指導員と連携し、7月 18 日に大宮駅構内にて、国等が実施する薬物乱用防止を訴える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環とした街頭キャンペーンを実施する等、薬物乱用防止の啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 彩の国さいたま「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱 〉



【資料編】

各区別統計

1 人口動態総覧

(1) 出生の動向

表 1 : 出生の推移

	出生数(人)					出生率(人口千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065	918,400	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4
埼玉県	55,765	56,077	54,447	53,069	51,241	7.8	7.8	7.6	7.4	7.1
さいたま市	10,397	10,735	10,549	10,520	10,204	8.3	8.6	8.4	8.3	8.0
西区	683	704	717	717	726	7.9	8.2	8.2	8.2	8.2
北区	1,298	1,247	1,221	1,219	1,102	8.9	8.7	8.5	8.4	7.6
大宮区	1,009	1,086	1,032	999	965	8.9	9.6	9.1	8.7	8.4
見沼区	1,136	1,159	1,146	1,080	1,028	7.1	7.3	7.2	6.8	6.4
中央区	870	925	905	857	845	8.9	9.5	9.3	8.7	8.5
桜区	705	741	680	668	674	7.4	7.9	7.3	7.2	7.2
浦和区	1,302	1,396	1,409	1,438	1,362	8.5	9.1	9.0	9.1	8.6
南区	1,708	1,740	1,759	1,738	1,778	9.6	9.8	9.8	9.6	9.7
緑区	1,055	1,073	1,038	1,162	1,052	9.0	9.1	8.7	9.6	8.5
岩槻区	631	664	642	642	672	5.7	6.1	5.8	5.8	6.1

図 1 : 出生数の推移

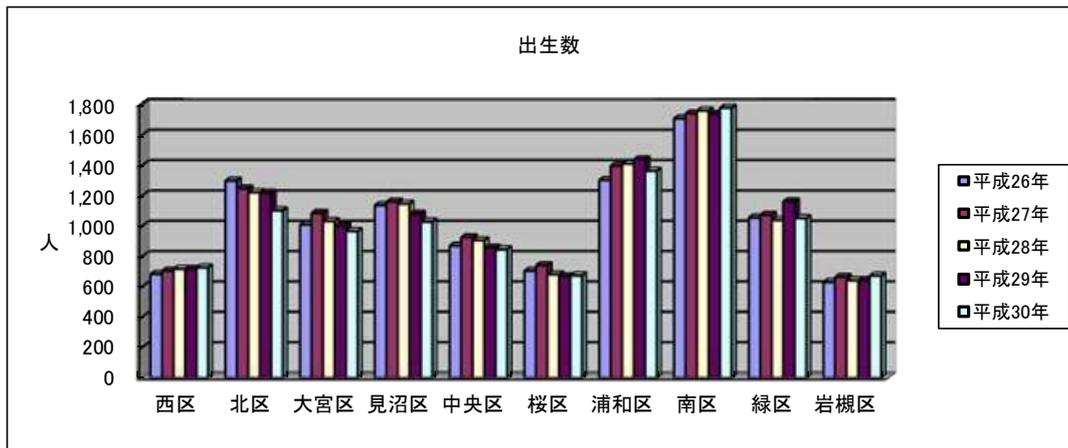
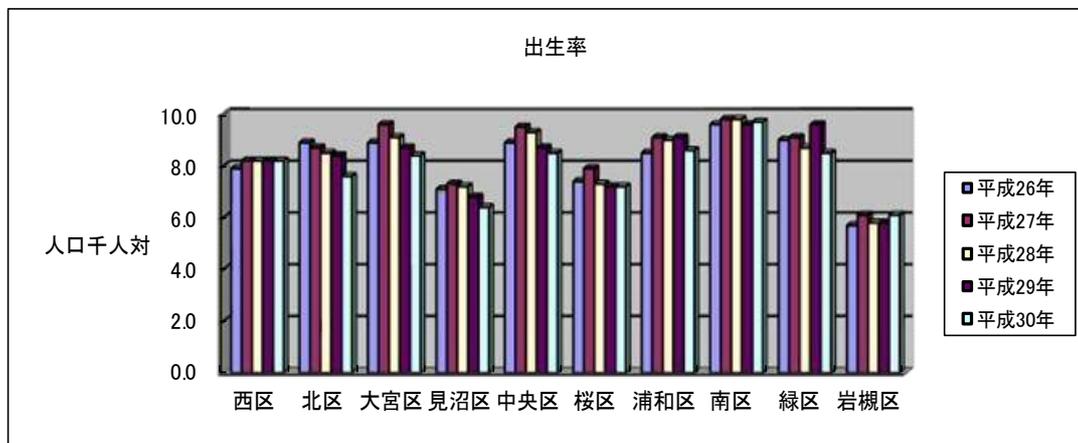


図 2 : 出生率の推移



(2) 死亡の動向

表 2 : 死亡の推移

	死亡数(人)					死亡率(人口千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	1,273,004	1,290,444	1,307,748	1,340,397	1,362,470	10.1	10.3	10.5	10.8	11.0
埼玉県	61,269	62,565	63,466	65,764	67,726	8.6	8.7	8.9	9.2	9.4
さいたま市	9,578	9,875	10,177	10,451	10,728	7.6	7.9	8.1	8.2	8.4
西区	751	762	800	815	820	8.7	8.8	9.2	9.3	9.3
北区	1,032	1,032	1,132	1,148	1,197	7.1	7.2	7.9	7.9	8.3
大宮区	930	951	995	1,050	1,012	8.2	8.4	8.8	9.2	8.8
見沼区	1,317	1,327	1,401	1,485	1,474	8.2	8.4	8.8	9.3	9.2
中央区	754	762	721	782	778	7.7	7.8	7.4	8.0	7.9
桜区	703	679	726	758	770	7.4	7.3	7.8	8.1	8.2
浦和区	1,051	1,109	1,184	1,124	1,202	6.9	7.2	7.6	7.1	7.6
南区	1,179	1,230	1,228	1,184	1,309	6.6	6.9	6.8	6.5	7.1
緑区	849	901	866	908	934	7.2	7.6	7.3	7.5	7.6
岩槻区	1,012	1,122	1,124	1,197	1,232	9.1	10.2	10.2	10.9	11.2

図 3 : 死亡数の推移

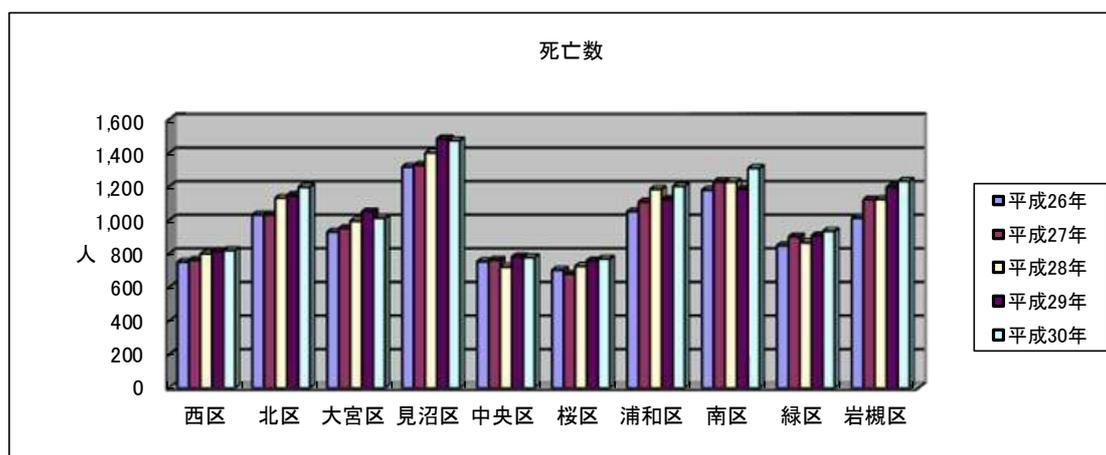


図 4 : 死亡率の推移

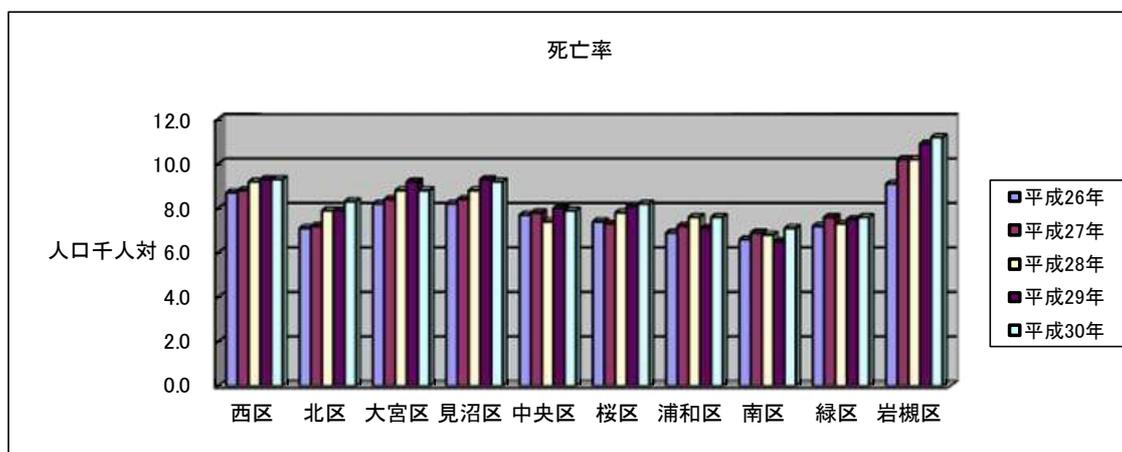


図5：主な死因と他の死因による死亡数の推移（さいたま市）

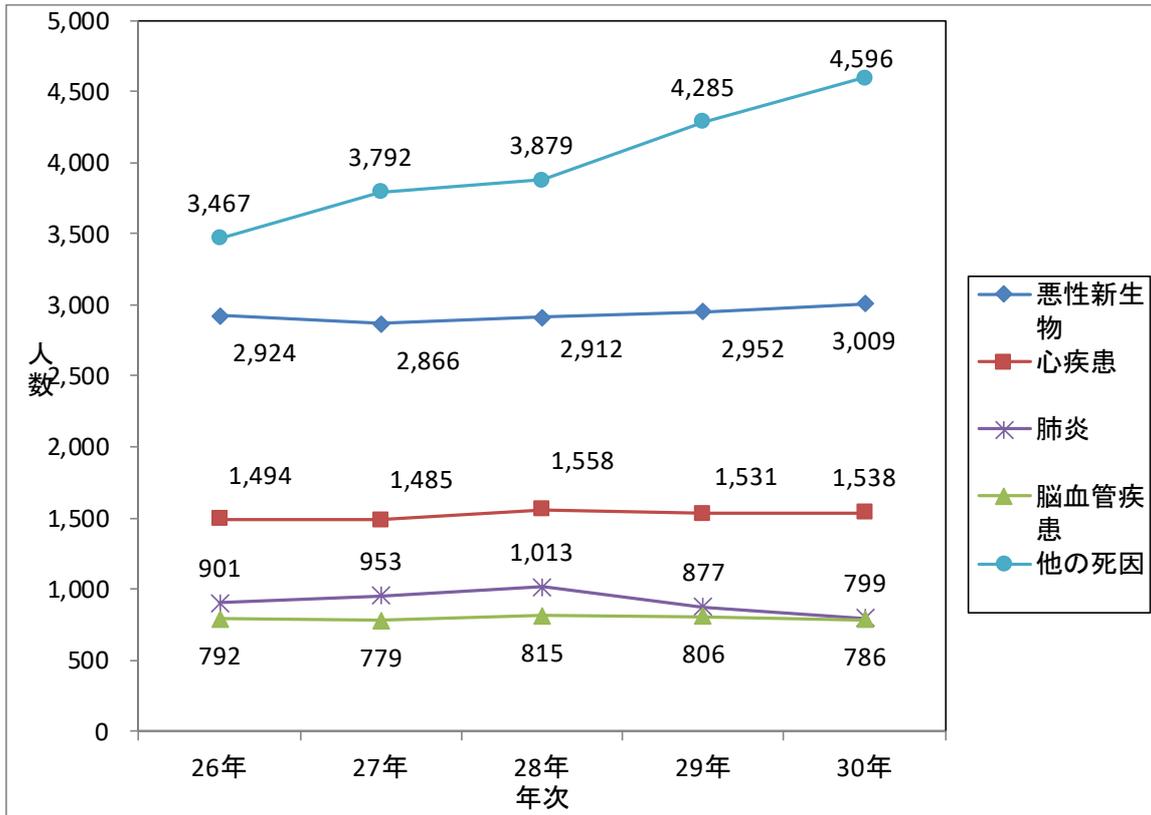


表3：さいたま市 悪性新生物の人口10万対死亡率の推移（主要部位別）

	悪性新生物	再掲									
		食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮
平成26年	232.1	9.0	31.3	19.3	9.2	13.3	12.8	21.2	45.6	10.3	11.3
平成27年	229.3	7.7	30.2	20.4	8.7	15.2	9.4	20.0	45.4	8.6	8.9
平成28年	228.4	9.6	23.9	21.6	8.8	13.7	9.8	21.3	46.2	11.1	6.5
平成29年	229.5	8.2	27.4	20.1	7.9	17.2	9.5	21.2	44.9	10.4	10.8
平成30年	232.2	8.2	27.3	20.4	9.3	11.7	12.3	21.6	47.7	12.0	8.0

表4：死亡順位10位までの人口10万対死亡率の推移（主要死因別）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位									
全国	30 悪性新生物 300.1	心疾患 (高血圧性を除く)	167.6	老 衰	88.2	脳血管疾患	87.1	肺 炎	76.2	不慮の事故	33.2	誤嚥性肺炎	31.0	腎不全	21.0	血管性及び詳細 不明の認知症	16.5	自 殺	16.1
	29 悪性新生物 299.4	心疾患 (高血圧性を除く)	164.3	脳血管疾患	88.2	老 衰	81.4	肺 炎	77.7	不慮の事故	32.4	誤嚥性肺炎	28.7	腎不全	20.2	自 殺	16.4	血管性及び詳細 不明の認知症	15.7
	28 悪性新生物 298.3	心疾患 (高血圧性を除く)	158.4	肺 炎	95.4	脳血管疾患	87.4	老 衰	74.2	不慮の事故	30.6	腎不全	19.7	自 殺	16.8	大動脈瘤 及び解離	14.5	肝疾患	12.6
埼玉県	30 悪性新生物 271.4	心疾患 (高血圧性を除く)	150.6	肺 炎	76.4	脳血管疾患	68.4	老 衰	60.2	不慮の事故	23.1	誤嚥性肺炎	21.4	腎不全	16.9	自 殺	16.4	間質性肺疾患	14.7
	29 悪性新生物 267.4	心疾患 (高血圧性を除く)	146.9	肺 炎	76.0	脳血管疾患	69.6	老 衰	54.1	不慮の事故	20.4	誤嚥性肺炎	19.2	腎不全	16.8	自 殺	16.4	間質性肺疾患	14.3
	28 悪性新生物 267.1	心疾患 (高血圧性を除く)	139.9	肺 炎	91.3	脳血管疾患	72.0	老 衰	49.0	不慮の事故	20.3	自 殺	16.7	腎不全	15.8	大動脈瘤 及び解離	11.7	肝疾患	10.9
さいたま市	30 悪性新生物 253.9	心疾患 (高血圧性を除く)	120.6	老 衰	67.6	肺 炎	62.6	脳血管疾患	61.6	誤嚥性肺炎	21.6	不慮の事故	20.8	腎不全	14.9	自 殺	13.8	間質性肺疾患	13.0
	29 悪性新生物 232.8	心疾患 (高血圧性を除く)	120.7	肺 炎	69.2	脳血管疾患	63.6	老 衰	60.4	誤嚥性肺炎	18.1	不慮の事故	18.1	腎不全	15.9	自 殺	13.9	大動脈瘤 及び解離	11.8
	28 悪性新生物 231.3	心疾患 (高血圧性を除く)	123.7	肺 炎	80.5	脳血管疾患	64.7	老 衰	51.5	不慮の事故	20.3	自 殺	16.7	腎不全	15.8	肝疾患	11.6	大動脈瘤 及び解離	11.1
西区	30 悪性新生物 275.3	心疾患 (高血圧性を除く)	146.7	脳血管疾患	73.3	老 衰	71.1	肺 炎	62.1	不慮の事故	18.1	腎不全	16.9	誤嚥性肺炎	14.7	アルツハイマー病	13.5	間質性肺疾患	13.5
	29 悪性新生物 267.2	心疾患 (高血圧性を除く)	135.9	肺 炎	78.8	脳血管疾患	77.7	老 衰	52.5	不慮の事故	22.8	自 殺	19.4	誤嚥性肺炎	16.0	間質性肺疾患	16.0	腎不全	14.8
	28 悪性新生物 295.4	心疾患 (高血圧性を除く)	127.6	肺 炎	108.0	脳血管疾患	57.5	老 衰	52.9	不慮の事故	18.4	大動脈瘤 及び解離	14.9	自 殺	14.9	肝疾患	13.8	腎不全	13.8
北区	30 悪性新生物 231.5	心疾患 (高血圧性を除く)	123.7	老 衰	67.7	脳血管疾患	65.0	肺 炎	58.1	不慮の事故	29.0	誤嚥性肺炎	20.0	自 殺	17.3	腎不全	15.2	肝疾患	14.5
	29 悪性新生物 230.4	心疾患 (高血圧性を除く)	117.6	老 衰	74.0	脳血管疾患	58.8	肺 炎	58.1	誤嚥性肺炎	18.7	腎不全	15.9	不慮の事故	15.9	自 殺	12.5	血管性及び詳細 不明の認知症	9.7
	28 悪性新生物 223.3	心疾患 (高血圧性を除く)	133.2	肺 炎	72.8	脳血管疾患	72.1	老 衰	38.1	不慮の事故	19.4	自 殺	18.7	肝疾患	15.3	腎不全	15.3	大動脈瘤 及び解離	13.2
大宮区	30 悪性新生物 249.9	心疾患 (高血圧性を除く)	121.5	老 衰	75.2	肺 炎	66.4	脳血管疾患	58.5	不慮の事故	26.2	誤嚥性肺炎	21.0	自 殺	19.2	大動脈瘤 及び解離	17.5	血管性及び詳細 不明の認知症	14.9
	29 悪性新生物 226.6	心疾患 (高血圧性を除く)	127.0	老 衰	95.5	肺 炎	92.0	脳血管疾患	82.3	腎不全	19.3	誤嚥性肺炎	17.5	大動脈瘤 及び解離	15.8	肝疾患	15.8	不慮の事故	14.9
	28 悪性新生物 208.4	心疾患 (高血圧性を除く)	134.3	肺 炎	106.0	老 衰	64.5	脳血管疾患	52.1	自 殺	23.0	腎不全	20.3	不慮の事故	19.4	肝疾患	15.0	その他の 新生物	14.1
見沼区	30 悪性新生物 238.1	心疾患 (高血圧性を除く)	146.6	肺 炎	74.6	脳血管疾患	69.5	老 衰	68.9	誤嚥性肺炎	26.9	腎不全	18.8	不慮の事故	18.2	慢性閉塞性 肺疾患	17.5	自 殺	15.7
	29 悪性新生物 253.0	心疾患 (高血圧性を除く)	133.8	肺 炎	87.3	脳血管疾患	73.5	老 衰	61.6	腎不全	22.6	不慮の事故	16.3	誤嚥性肺炎	15.1	糖尿病	13.8	肝疾患	13.8
	28 悪性新生物 268.1	心疾患 (高血圧性を除く)	129.6	肺 炎	89.3	脳血管疾患	64.8	老 衰	49.7	不慮の事故	23.3	大動脈瘤 及び解離	14.5	肝疾患	14.5	敗血症	13.8	血管性及び詳細 不明の認知症	13.2
中央区	30 悪性新生物 210.9	心疾患 (高血圧性を除く)	108.0	老 衰	79.7	肺 炎	52.5	脳血管疾患	46.4	誤嚥性肺炎	22.2	アルツハイマー病	19.2	不慮の事故	19.2	間質性肺疾患	14.1	自 殺	14.1
	29 悪性新生物 227.3	心疾患 (高血圧性を除く)	126.4	肺 炎	64.2	老 衰	61.1	脳血管疾患	57.1	脳血管疾患	32.6	誤嚥性肺炎	23.4	アルツハイマー病	14.3	血管性及び詳細 不明の認知症	12.2	慢性閉塞性 肺疾患	12.2
	28 悪性新生物 205.5	心疾患 (高血圧性を除く)	112.5	脳血管疾患	66.4	肺 炎	63.4	老 衰	45.0	自 殺	19.4	不慮の事故	18.4	アルツハイマー病	17.4	大動脈瘤 及び解離	12.3	腎不全	10.2
桜区	30 悪性新生物 258.2	心疾患 (高血圧性を除く)	100.7	脳血管疾患	65.4	老 衰	56.8	肺 炎	48.2	不慮の事故	18.2	敗血症	16.1	肝疾患	16.1	慢性閉塞性 肺疾患	12.9	血管性及び詳細 不明の認知症	11.8
	29 悪性新生物 222.7	心疾患 (高血圧性を除く)	128.5	肺 炎	67.5	脳血管疾患	60.0	老 衰	47.1	不慮の事故	21.4	自 殺	17.1	その他の新生物 <腫瘍>	15.0	腎不全	15.0	肝疾患	12.8
	28 悪性新生物 227.5	心疾患 (高血圧性を除く)	101.5	脳血管疾患	73.7	肺 炎	68.4	老 衰	40.6	不慮の事故	24.6	自 殺	16.0	腎不全	15.0	肝疾患	13.9	敗血症	11.8
浦和区	30 悪性新生物 211.7	心疾患 (高血圧性を除く)	115.3	老 衰	70.6	脳血管疾患	54.8	肺 炎	44.7	誤嚥性肺炎	25.2	不慮の事故	15.8	アルツハイマー病	15.1	腎不全	14.5	間質性肺疾患	13.9
	29 悪性新生物 204.0	心疾患 (高血圧性を除く)	102.3	肺 炎	55.9	老 衰	55.3	脳血管疾患	53.4	不慮の事故	19.1	誤嚥性肺炎	18.4	腎不全	12.7	その他の新生物 <腫瘍>	11.4	アルツハイマー病	11.4
	28 悪性新生物 204.1	心疾患 (高血圧性を除く)	109.8	肺 炎	77.0	脳血管疾患	57.8	老 衰	53.9	不慮の事故	18.6	自 殺	16.7	腎不全	14.8	敗血症	9.6	血管性及び詳細 不明の認知症	8.3
南区	30 悪性新生物 200.2	心疾患 (高血圧性を除く)	97.9	脳血管疾患	58.2	肺 炎	56.6	老 衰	46.8	誤嚥性肺炎	20.7	不慮の事故	17.4	自 殺	14.7	大動脈瘤 及び解離	13.6	アルツハイマー病	13.1
	29 悪性新生物 206.1	心疾患 (高血圧性を除く)	98.4	脳血管疾患	48.4	肺 炎	44.5	老 衰	37.4	誤嚥性肺炎	16.5	不慮の事故	16.5	自 殺	14.3	腎不全	13.2	肝疾患	12.6
	28 悪性新生物 207.0	心疾患 (高血圧性を除く)	109.9	肺 炎	69.7	脳血管疾患	53.5	老 衰	43.0	不慮の事故	19.5	自 殺	14.5	大動脈瘤 及び解離	12.3	その他の 新生物	11.2	肝疾患	10.0
緑区	30 悪性新生物 219.1	心疾患 (高血圧性を除く)	92.5	脳血管疾患	64.1	老 衰	62.5	肺 炎	56.8	不慮の事故	28.4	誤嚥性肺炎	26.8	アルツハイマー病	15.4	糖尿病	11.4	大動脈瘤 及び解離	11.4
	29 悪性新生物 208.3	心疾患 (高血圧性を除く)	114.3	肺 炎	64.1	脳血管疾患	60.0	老 衰	53.4	誤嚥性肺炎	21.4	血管性及び詳細 不明の認知症	15.6	腎不全	15.6	自 殺	15.6	大動脈瘤 及び解離	12.3
	28 悪性新生物 197.3	心疾患 (高血圧性を除く)	104.7	肺 炎	70.4	脳血管疾患	69.5	老 衰	65.3	自 殺	20.9	腎不全	20.1	不慮の事故	18.4	肝疾患	10.9	大動脈瘤 及び解離	10.1
岩槻区	30 悪性新生物 308.6	心疾患 (高血圧性を除く)	161.5	肺 炎	111.6	老 衰	89.8	脳血管疾患	62.6	腎不全	35.4	間質性肺疾患	23.6	誤嚥性肺炎	22.7	不慮の事故	18.2	その他の 新生物(腫瘍)	17.2
	29 悪性新生物 311.3	心疾患 (高血圧性を除く)	146.1	肺 炎	97.1	脳血管疾患	77.1	老 衰	74.4	誤嚥性肺炎	25.4	間質性肺疾患	24.5	腎不全	22.7	大動脈瘤 及び解離	20.9	アルツハイマー病	20.0
	28 悪性新生物 300.3	心疾患 (高血圧性を除く)	181.1	肺 炎	88.3	脳血管疾患	87.4	老 衰	67.3	腎不全	30.0	不慮の事故	22.8	敗血症	14.6	糖尿病	10.9	自 殺	10.9

(3) 乳児死亡の動向

表 5 : 乳児死亡の推移

	乳児死亡数(人)					乳児死亡率(出生千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	2,080	1,916	1,928	1,761	1,748	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9
埼玉県	118	111	118	94	89	2.1	2.0	2.2	1.8	1.7
さいたま市	17	22	30	13	11	1.6	2.0	2.8	1.2	1.1
西区	2	-	1	1	1	2.9	-	1.4	1.4	1.4
北区	1	4	5	-	1	0.8	3.2	4.1	-	0.9
大宮区	-	-	6	3	1	-	-	5.8	3.0	1.0
見沼区	1	2	4	4	-	0.9	1.7	3.5	3.7	-
中央区	2	2	2	-	-	2.3	2.2	2.2	-	-
桜区	1	1	3	1	-	1.4	1.3	4.4	1.5	-
浦和区	2	7	3	-	1	1.5	5.0	2.1	-	0.7
南区	4	2	2	1	4	2.3	1.1	1.1	0.6	2.2
緑区	3	2	3	2	2	2.8	1.9	2.9	1.7	1.9
岩槻区	1	2	1	1	1	1.6	3.0	1.6	1.6	1.5

図 6 : 乳児死亡数の推移

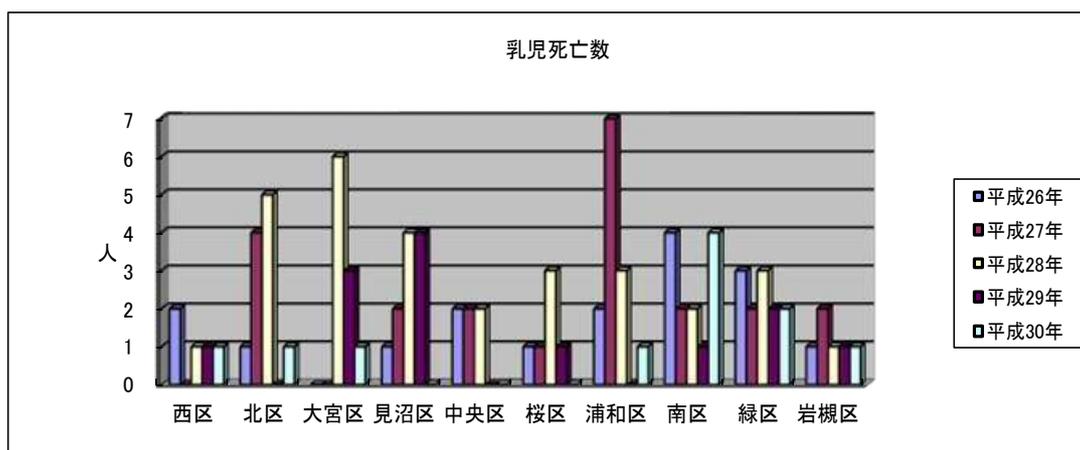
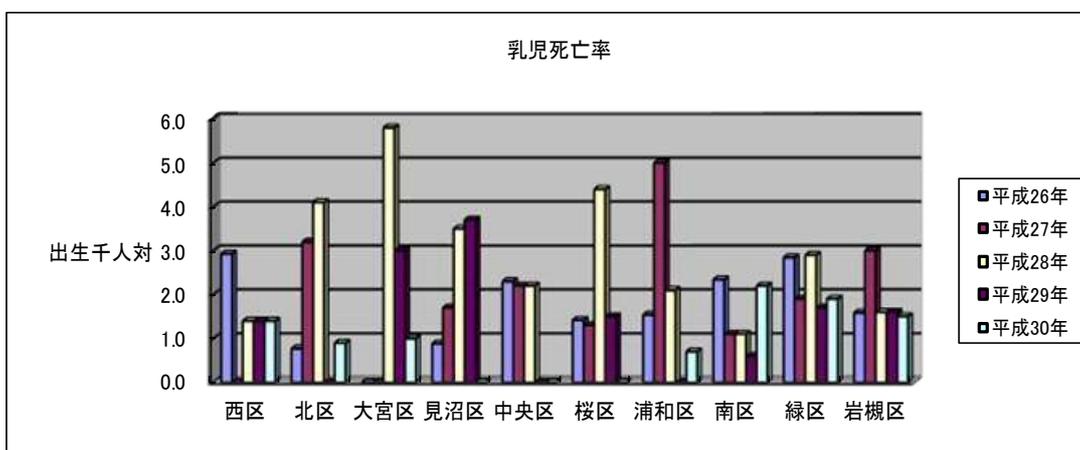


図 7 : 乳児死亡率の推移



・ 乳児死亡…生後1年未満の死亡

(4) 新生児死亡の動向

表 6 : 新生児死亡の推移

	新生児死亡数(人)					新生児死亡率(出生千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	952	902	874	832	801	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
埼玉県	54	48	52	36	41	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8
さいたま市	9	8	17	5	7	0.9	0.7	1.6	0.5	0.7
西区	1	-	1	-	1	1.5	-	1.4	-	1.4
北区	1	2	3	-	-	0.8	1.6	2.5	-	-
大宮区	-	-	2	1	1	-	-	1.9	1.0	1.0
見沼区	-	1	3	2	-	-	0.9	2.6	1.9	-
中央区	2	-	2	-	-	2.3	-	2.2	-	-
桜区	-	-	2	1	-	-	-	2.9	1.5	-
浦和区	1	4	1	-	1	0.8	2.9	0.7	-	0.7
南区	2	1	1	-	1	1.2	0.6	0.6	-	0.6
緑区	1	-	1	1	2	0.9	-	1.0	0.9	1.9
岩槻区	1	-	1	-	1	1.6	-	1.6	-	1.5

図 8 : 新生児死亡数の推移

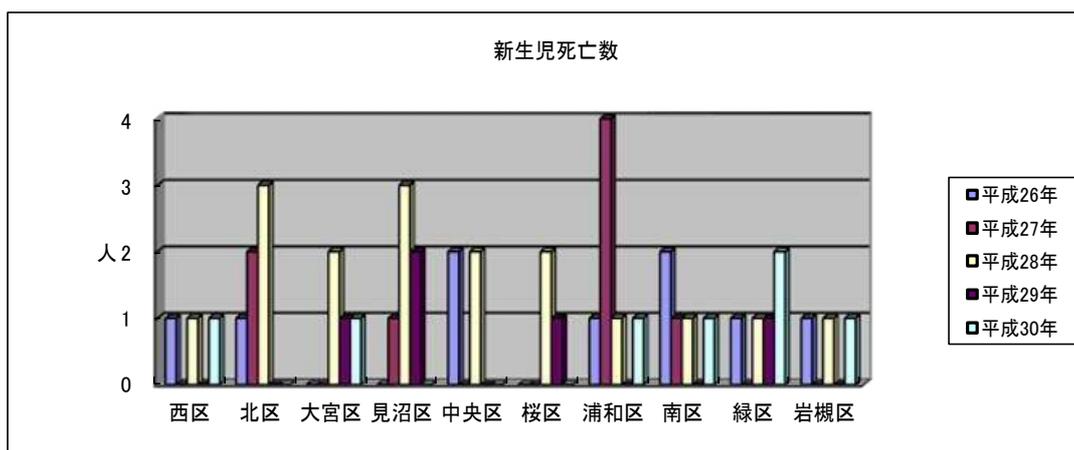
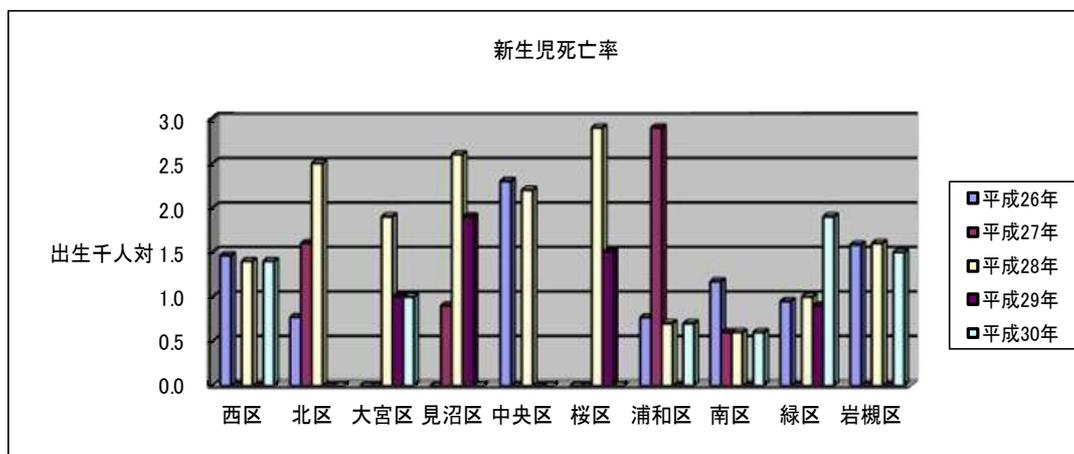


図 9 : 新生児死亡率の推移



・ 新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡

(5) 死産の動向

表 7 : 死産の推移

	死産数(胎)					死産率(出産千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	23,524	22,617	20,934	20,358	19,614	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9
埼玉県	1,382	1,350	1,181	1,213	1,130	24.2	23.5	21.2	22.3	21.6
さいたま市	225	231	216	219	182	21.2	21.1	20.1	20.4	17.5
西区	18	16	15	11	17	25.7	22.2	20.5	15.1	22.9
北区	27	27	27	24	29	20.4	21.2	21.6	19.3	25.6
大宮区	21	21	23	21	18	20.4	19.0	21.8	20.6	18.3
見沼区	27	25	23	22	20	23.2	21.1	19.7	20.0	19.1
中央区	19	24	17	12	14	21.4	25.3	18.4	13.8	16.3
桜区	22	23	12	21	14	30.3	30.1	17.3	30.5	20.3
浦和区	20	30	26	35	20	15.1	21.0	18.1	23.8	14.5
南区	35	28	32	37	17	20.1	15.8	17.9	20.8	9.5
緑区	20	20	23	22	17	18.6	18.3	21.7	18.6	15.9
岩槻区	16	17	18	14	16	24.7	25.0	27.3	21.3	23.3

図 10 : 死産数の推移

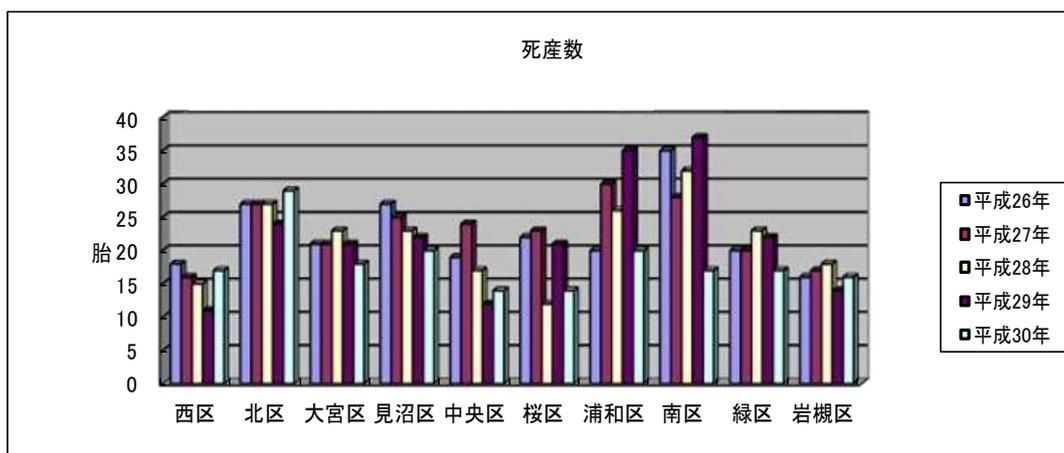
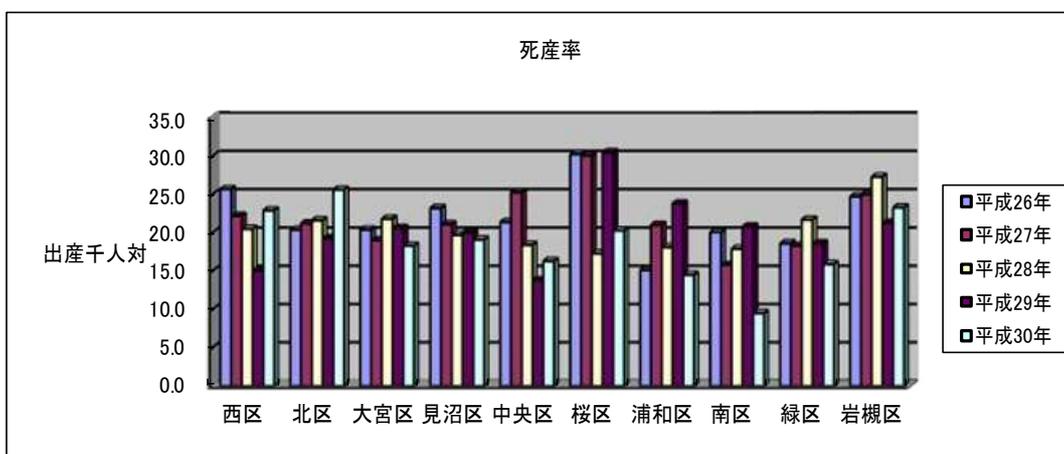


図 11 : 死産率の推移



・死産…妊娠満12週以後の死児の出産

(6) 周産期死亡の動向

表 8 : 周産期死亡の推移

	周産期死亡数(人、胎)					周産期死亡率(出産千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	3,750	3,728	3,516	3,308	2,999	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3
埼玉県	221	208	185	178	160	4.0	3.7	3.4	3.3	3.1
さいたま市	37	33	45	36	25	3.5	3.1	4.3	3.4	2.4
西区	6	1	2	2	2	8.7	1.4	2.8	2.8	2.8
北区	6	4	6	4	4	4.6	3.2	4.9	3.3	3.6
大宮区	1	3	5	2	1	1.0	2.8	4.8	2.0	1.0
見沼区	3	3	8	4	2	2.6	2.6	7.0	3.7	1.9
中央区	6	6	4	4	3	6.9	6.4	4.4	4.6	3.5
桜区	3	1	2	4	3	4.2	1.3	2.9	6.0	4.4
浦和区	3	8	4	5	2	2.3	5.7	2.8	3.5	1.5
南区	5	4	8	5	4	2.9	2.3	4.5	2.9	2.2
緑区	2	1	3	3	3	1.9	0.9	2.9	2.6	2.8
岩槻区	2	2	3	3	1	3.2	3.0	4.7	4.7	1.5

図 1 2 : 周産期死亡数の推移

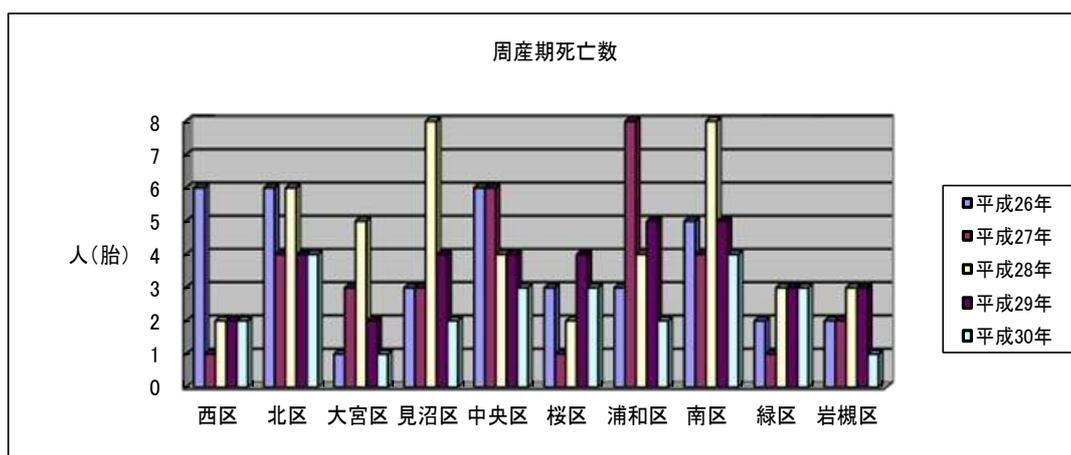
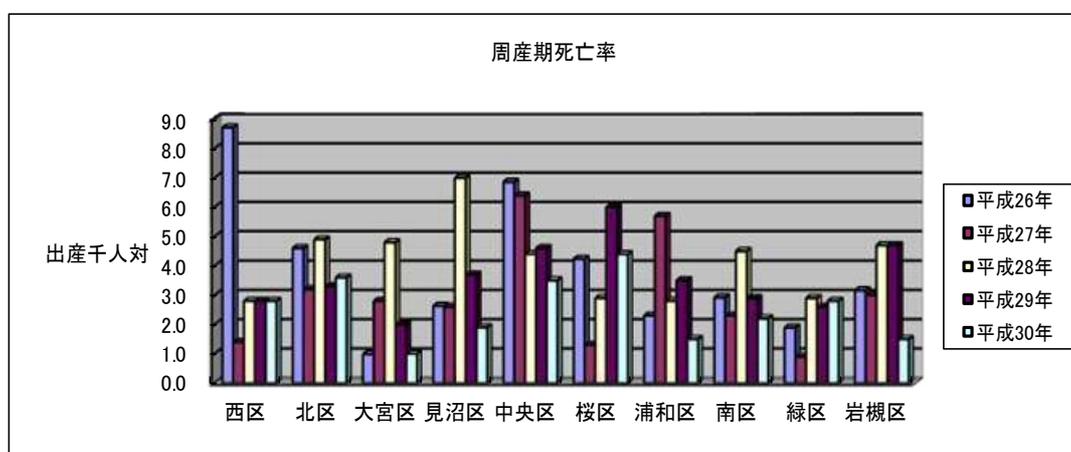


図 1 3 : 周産期死亡率の推移



・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの

(7) 婚姻の動向

表 9 : 婚姻の推移

	婚姻数(件)					婚姻率(人口千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	643,749	635,156	620,531	606,866	586,481	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7
埼玉県	35,218	34,757	34,199	33,728	32,745	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6
さいたま市	6,639	6,692	6,682	6,804	6,662	5.3	5.4	5.3	5.4	5.2
西区	402	437	439	448	467	4.7	5.1	5.0	5.1	5.3
北区	783	796	790	806	810	5.4	5.6	5.5	5.6	5.6
大宮区	726	669	741	736	685	6.4	5.9	6.5	6.4	6.0
見沼区	699	696	694	654	665	4.4	4.4	4.4	4.1	4.2
中央区	606	574	579	581	574	6.2	5.9	5.9	5.9	5.8
桜区	518	501	506	521	464	5.4	5.4	5.4	5.6	5.0
浦和区	822	864	805	844	864	5.4	5.6	5.2	5.4	5.4
南区	1,119	1,172	1,136	1,190	1,149	6.3	6.6	6.3	6.5	6.3
緑区	577	528	561	615	565	4.9	4.5	4.7	5.1	4.6
岩槻区	387	455	431	409	419	3.5	4.2	3.9	3.7	3.8

(8) 離婚の動向

表 10 : 離婚の推移

	離婚数(件)					離婚率(人口千対)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	222,107	226,215	216,798	212,262	208,333	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68
埼玉県	12,484	12,667	12,481	12,161	11,716	1.75	1.77	1.74	1.70	1.63
さいたま市	2,030	2,038	1,965	1,971	1,955	1.61	1.63	1.56	1.55	1.53
西区	168	150	133	152	165	1.94	1.74	1.53	1.74	1.86
北区	234	220	221	221	218	1.61	1.53	1.53	1.53	1.51
大宮区	176	172	188	194	181	1.54	1.53	1.66	1.70	1.58
見沼区	278	279	285	246	255	1.73	1.76	1.79	1.55	1.60
中央区	129	156	141	123	131	1.31	1.60	1.44	1.25	1.32
桜区	190	186	156	165	160	1.99	1.99	1.67	1.77	1.71
浦和区	192	201	202	186	173	1.26	1.31	1.30	1.18	1.09
南区	285	285	250	286	280	1.59	1.61	1.39	1.57	1.52
緑区	202	216	185	205	196	1.72	1.83	1.55	1.69	1.59
岩槻区	176	173	204	193	196	1.58	1.58	1.86	1.75	1.78

資料：「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）
「埼玉県保健統計年報」（埼玉県保健医療政策課）
「さいたま市保健統計」（さいたま市保健所保健総務課）

* 資料編の比率算出に用いた人口は下記のとおりである。

	国勢調査年（平成 27 年）	通常年
全国	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
埼玉県	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
さいたま市	「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課） 【表3のみ】「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」 （総務省統計局）	<u>平成 28 年以降</u> 「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課） <u>平成 26 年以前</u> 「10月1日現在人口（総人口）」 （さいたま市：情報政策部） 【表3のみ】「人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）」による特別区—指定都市男女別人口（総人口）

2 食品衛生法による許可を要する施設数のうち飲食店の各区施設数

表 1 1

業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新	業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新
総数	一般食堂・レストラン	1,970	279	223	総数	旅館	40	1	3
内訳	西区	74	7	11	内訳	西区	0	0	0
	北区	181	15	17		北区	5	0	1
	大宮区	436	80	51		大宮区	16	1	1
	見沼区	174	22	16		見沼区	0	0	0
	中央区	170	15	18		中央区	2	0	0
	桜区	123	19	22		桜区	1	0	0
	浦和区	322	60	28		浦和区	3	0	0
	南区	172	18	16		南区	3	0	1
	緑区	138	18	21		緑区	1	0	0
	岩槻区	180	25	23		岩槻区	9	0	0
その他	0	0	0	その他	0	0	0		
総数	仕出し・弁当	238	15	26	総数	その他	7,426	566	651
内訳	西区	10	1	0	内訳	西区	250	13	25
	北区	34	2	5		北区	597	24	60
	大宮区	39	4	2		大宮区	1,812	134	155
	見沼区	42	3	8		見沼区	646	43	59
	中央区	13	1	2		中央区	426	20	43
	桜区	12	0	1		桜区	329	16	32
	浦和区	23	1	3		浦和区	1,187	78	102
	南区	20	0	2		南区	652	45	56
	緑区	14	2	1		緑区	424	28	44
	岩槻区	31	1	2		岩槻区	475	24	47
その他	0	0	0	その他	628	141	28		

3 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく施設数

表 1 2

施設数 (年度末現在)		理容所	美容所	クリーニング所	取次		
					一般	うち特定	取次
(総数)		794	1,953	817	229	13	569
内訳	西区	47	80	40	13	3	27
	北区	96	193	84	21	0	63
	大宮区	94	433	82	23	2	59
	見沼区	100	197	78	26	0	52
	中央区	71	159	65	15	0	50
	桜区	57	81	70	16	2	54
	浦和区	100	319	119	36	0	83
	南区	83	214	116	32	1	84
	緑区	46	126	77	17	1	60
	岩槻区	100	147	67	30	4	37
	その他(移動式)		4				
	無店舗(取次)			19			



さいたま市

令和元年度
保健所・保健センター事業概要

発行 令和2年9月
編集 さいたま市保健所 保健総務課企画係
〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷 7-5-12
TEL 048(840)2206(直通)
FAX 048(840)2228

この保健所・保健センター事業概要は180部作成し、
1部当たりの印刷経費は368円(概算)です。